

平成25年11月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(平成25年度11月補正予算等関係)

福祉保健部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成25年11月定例会議案説明資料目次

【予算関係】

(一般会計)

福祉保健部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成25年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		福祉保健課	2
		障がい福祉課	4
		長寿社会課	8
		子育て応援課	9
		青少年・家庭課	14
		子ども発達支援課	15
		医療政策課	17
	2 歳入歳出事項別明細書		23
	3 節の明細		29
	4 債務負担行為に関する調書		30

【予算以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第12号	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について	長寿社会課ほか	33
議案第20号	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園）について	障がい福祉課	38
議案第21号	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立障害者体育センター）について	障がい福祉課	43
議案第22号	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立福祉人材研修センター）について	長寿社会課	48
議案第23号	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立鳥取砂丘こどもの国）について	子育て応援課	54

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第3号	長期継続契約の締結状況について	福祉保健課ほか	60

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
福祉保健課	5,837,020	40,484	5,877,504			30,484	10,000	
障がい福祉課	6,945,697	257,417	7,203,114	21,326		200,373	35,718	
長寿社会課	10,190,215	62,130	10,252,345			62,130		
子育て応援課	6,280,349	36,876	6,317,225	78		36,762	36	
青少年・家庭課	2,403,956	1,935	2,405,891				1,935	
子ども発達支援課	1,006,876	2,153	1,009,029				2,153	
医療政策課	8,505,631	76,519	8,582,150			76,519		
部計	55,832,080	477,514	56,309,594	21,404		406,268	49,842	

説明

1 「支え愛」のまちづくりの展開

- ・鳥取県障がい者アート推進事業

2 安心医療と健康づくり

- ・鳥取県地域医療再生基金事業(看護師養成の充実に向けた施設・設備整備等支援事業)
- ・(新)【債務負担行為】鳥取看護大学設置支援事業

平成25年度 一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課（内線：7143）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
社会福祉法人育成事業	124,131	10,000	134,131				10,000	
トータルコスト	127,309	10,000	137,309	（補正に係る主な業務内容） 補助金交付事務				
従事する職員数	0.4人	0.0人	0.4人					
工程表の政策目標(指標)	福祉施設の適正な運営、サービスの向上							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 県内社会福祉法人の健全な育成を図るための運営費に対する支援等。</p> <p>2 主な事業内容 鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金【補正前：92,000千円、補正額：10,000千円】 社会福祉法人等、民間が経営する社会福祉施設の運営費（人件費・事務費）を助成する。 （補助率：定額 1施設あたり約2,500千円）</p> <p>3 補正の理由 平成25年度当初予算においては、民間保育所に対する運営費補助金を1/3削減しているが、小規模な保育所（※）においては、1/3削減による負担感が大きいことが判明したため、平成25年度における経過措置として、小規模な保育所に対する運営費補助金については、従前どおりの額を交付する。 なお、保育所に対する本補助金は、平成26年度から「保育の質の向上」に向けた積極的な取組を評価する仕組みへと見直すことを検討している。</p> <p>（※）「小規模な保育所」とは、定員が県内民間保育所の定員平均値（99.9人、平成25年4月1日現在）を下回る保育所をいう。</p>								

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

3項 生活保護費

福祉保健課（内線：7144）

1目 生活保護総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般 財源	
離職者等生活困窮者 支援事業	58,588	30,484	89,072			(基金繰入金) 30,484		
トータルコスト	60,971	30,484	91,455	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	稼働層の自立促進及び適正な援護の実施							
【「鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金」充当事業】								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>「セーフティネット支援対策等事業費補助金（国10/10）」を活用し、生活保護受給者の社会的自立・日常生活自立を推進することを目的として国が市町村に対して直接補助する以下の事業について、国の予算が不足したことに伴い、国の交付金を活用して積立られている「鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業）」の残額を活用して実施するという国の方針を受け、特例的に当該基金事業を増額する。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>「セーフティネット支援対策等事業費補助金」から振り替えられた以下の事業の必要経費を各市町村へ補助金として支出する。（補助率 10/10）</p>								
<p>(1) 精神障害者等退院促進事業</p> <p>【事業内容】長期入院精神障害者等に対して、病院・家族等と連携し、退院先の確保・調整を行い、退院、地域移行を推進する。</p> <p>【予算額】 185千円（米子市）</p>								
<p>(2) 社会的居場所づくり支援事業（社会貢献活動・中間的就労事業）</p> <p>【事業内容】就労に向けた様々な課題を抱える被保護者に対し、ボランティア活動体験等を通じ、就労意欲の喚起を図り、就労に結び付けるような総合的な支援を行う。</p> <p>【予算額】 14,396千円（鳥取市）</p>								
<p>(3) 社会的居場所づくり支援事業（職場適応訓練事業）</p> <p>【事業内容】就労可能であるが、就労に至らない被保護者の勤労意欲の助長及び稼働能力の活用を促進するため、協力事業所等に職場適用（体験）訓練を委託する。</p> <p>【予算額】 2,790千円（倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町）</p>								
<p>(4) 社会的居場所づくり支援事業（子どもの健全育成支援事業）</p> <p>【事業内容】被保護世帯の子どもに対して、学習の場を提供するとともに、学習支援を行い、貧困の連鎖を防止する。</p> <p>【予算額】 9,237千円（鳥取市）</p>								
<p>(5) 体制整備強化事業</p> <p>【事業内容】福祉事務所に専任の面接相談員を雇用することにより、きめ細やかな指導援助の実施体制を整備する。</p> <p>【予算額】 3,876千円（鳥取市）</p>								

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線: 7154)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県障がい者アート推進事業	51,128	(債務負担行為) 186,644 83,428	(債務負担行為) 186,644 134,556			(債務負担行為) (基金繰入金) 186,644 (基金繰入金) 83,428		
トータルコスト	59,072	83,428	142,500	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.0人	0.0人	1.0人	大会準備・運営委託				

工程表の政策目標(指標) スポーツ、文化・芸術活動や余暇活動などにおける交流等を通じてネットワークを形成するとともに、理解を深め、認め合う機会をつくる。

事業内容の説明 【「とっとり支え愛基金」充当事業】

来年7月から開催する「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会」の準備に万全を期するためには、今年度内に大会の準備・運営を委託する事業者を決定し、実施計画の作成や出演者との実務的な交渉等を開始する必要があることから、来年度の開催経費を含めた大会の準備・運営に必要な経費のうち、今年度内に必要となる経費について、増額補正する。(残りの額については、債務負担行為を行う。)

また、今年度から実施している「劇団立ち上げ事業」や「アーティストリンク事業」などの全国大会準備事業にもボランティアの協力をお願いしたいため、今年度内にボランティアセンターを設置する。

<障がい者アート推進事業の一覧>

事業内容	現計 予算額	補正額	計
○実行委員会負担金 会議運営費、プレ大会・ワークショップ等開催経費、 舞台芸術等準備費、大会広報事業費 ※大会準備・運営委託経費等について今回増額補正	36,251	83,428	119,679
○障がい者アート活動支援事業 障がいのある方を含むグループ・団体が、大会への出演・ 出展を目指して行うアート活動を支援(補助金)	10,160	0	10,160
○検討委員会開催等 会議運営費、障がい者アートコーディネーター人件費等	4,717	0	4,717
合計	51,128	83,428	134,556

<補正額(83,428千円)の内訳>

(1) 大会準備・運営委託 79,990千円

内容	補正額	説明
イベント運営経費	203,753	スタッフ・出演者費、音響照明費、会場装飾費等
広報費	34,154	チラシ、ポスター、テレビCM、新聞広告等
その他	28,727	実施計画、広報計画、宿泊・輸送計画、記録写真等
準備・運営経費計	266,634	
うちH25補正分	79,990	※準備・運営経費の3割(前金払可能相当額)
うち債務負担行為分	186,644	

(2) ボランティアセンター 3,438千円

内容	補正額	説明
事業費	281	ボランティア交通費、スタッフジャンパー等
設置・運営費	1,187	職員旅費、ボランティア募集チラシ、保険等
人件費	1,970	非常勤3名
合計	3,438	

第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会概要

(1) 目的

全ての障がい者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がい者の生活を豊かにするとともに、国民及び県民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与する。

(2) 主催

厚生労働省、鳥取県、鳥取市

(3) 開催方針

- ・障がいのあるなしにかかわらず、あらゆる人が参加して交流し、互いに理解と認識を深めるとともに、共に創作する。
- ・障がい者が日頃取り組んでいる芸術文化活動の成果を紹介、発表し、その創造性や芸術性を全国に発信する。
- ・鳥取の「力」を発信し、鳥取発の「あいサポート運動」を推進する。

(4) 大会テーマ

障がいを知り 共に生きる

(5) 大会愛称

あいサポート・アートとっとりフェスタ

(6) 開催期間

平成26年7月12日(土)～11月3日(月・祝)

(7) 開催内容

<舞台発表等>

開催日	内容	場所
平成26年 7月12日	オープニングセレモニー	とりぎん文化会館(鳥取市)
8月 9日	瑞宝太鼓関連イベント	倉吉未来中心(倉吉市)
9月 6日	アール・ブリュットと糸賀一雄を語るシンポジウム	米子市文化ホール(米子市)
9月20日	特別支援学校による合同音楽祭	倉吉体育文化会館(倉吉市)
9月 中旬	鳥の演劇祭とのコラボイベント	鳥の劇場(鳥取市)
10月 4日	あいサポートコンサート	米子市公会堂(米子市)
10月11日	手話芸術イベント	とりぎん文化会館(鳥取市)
11月 1日～ 11月 3日	クライマックスイベント	とりぎん文化会館(鳥取市)

<展示会>

開催期間	内容	場所
平成26年 9月 6日～ 9月28日	アール・ブリュット展(西部)	米子市美術館(米子市)
10月 9日～ 10月19日	アール・ブリュット展(中部)	倉吉博物館(倉吉市)
10月25日～ 11月 3日	アール・ブリュット展(東部)	県立博物館(鳥取市)
10月16日～ 11月 3日	アーティストリンク作品展	とりぎん文化会館(鳥取市)
10月25日～ 11月 3日	国際障がい者アート展	県立博物館(鳥取市)

(注) アール・ブリュットとは、「生(き)の芸術」という意味で、芸術の専門的な教育を受けていない人が、伝統や流行などに左右されずに自身の内側から湧き上がる衝動のまま表現した芸術のことです。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線: 7866)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業 (市町村地域生活支援事業費補助金)	140,647	23,432	164,079				23,432	
トータルコスト	143,030	23,432	166,462	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人	補助金交付事務、市町村との連絡調整等				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
障害者総合支援法に基づき、市町村が実施する市町村地域生活支援事業の執行見込額の増に伴う増加補正である。								
(単位: 千円)								
区分	補助率	現予算額	所要見込額	補正額				
補助金	1/4 (国 1/2、県 1/4、 市町村 1/4)	140,647	164,079	23,432				
地域生活支援事業 (情報支援等事業)	44,396	2,485	46,881	1,242			1,243	
トータルコスト	48,368	2,485	50,853	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.5人	0.0人	0.5人	備品購入事務等				
工程表の政策目標(指標)	手話通訳者等の確保や技術向上、点字図書を始めとした点字、音声等による情報入手の充実、盲ろう者通訳・介助員の養成や派遣など、障がいのある方の状況に応じたコミュニケーション手段を確保し社会参画等ができる環境を整備する。							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
各種資料の点字版作成や一般県民等からの印刷依頼に対応するため、障がい福祉課及び中・西部福祉保健局、東部福祉保健事務所に点字プリンタ及び専用パソコンを設置している。								
障がい福祉施策の推進にあたり、点字での資料作成など視覚障がい者への配慮が今後もさらに必要とされるため、老朽化した点字プリンタ等の更新を行う。								
2 主な事業内容								
【備品の購入】								
・パソコン購入 3台								
・点訳ソフト購入 3台								
・点字プリンタ購入 2台								

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課(内線:7856)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業	940	117,945	118,885			(基金繰入金) 116,945	1,000	
トータルコスト	940	117,945	118,885	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金返還事務				
工程表の政策目標指標	-							

事業内容の説明

平成18年度から始まった「障害者自立支援対策臨時特例基金」を活用し実施した「鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業」が平成24年度末で終了し、精算期間が平成25年12月末で終了するため、基金の執行残額を国へ返納する。

基金造成額	事業実績額	国庫返還額
3,392,219千円	※基金執行率97% 3,274,274千円	117,945千円

重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	96,593	30,127	126,720	20,084			10,043	
トータルコスト	96,593	30,127	126,720	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付関連事務				
工程表の政策目標指標	-							

事業内容の説明

市町村が実施する重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業の執行見込額の増に伴う増額補正である。

(単位:千円)

区分	補助率	現予算額	所要見込額	補正額
補助金	1/4 (国1/2、県1/4、市町村1/4)	96,593	126,720	30,127

平成25年度 一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課 (内線: 7158)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 安心生活創造推進事業	0	62,130	62,130			(基金繰入金) 62,130		
トータルコスト	0	62,130	62,130	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	申請書の審査、交付決定、補助金の支払い				
工程表の政策目標(指標)	-							

【「鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金」充当事業】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

「セーフティネット支援対策等事業費補助金(国10/10)」を活用し、住民参加による地域づくりを通じて誰もが安心して生活できる地域基盤の構築を目的として国が市町村に対して直接補助する以下の事業について、国の予算が不足したことに伴い、国の交付金を活用して積立られている「鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業)」の残額を活用して実施するという国の方針を受け、特例的に当該基金事業として補助事業を創設するもの。

2 主な事業内容

(1) 事業内容

- (ア) 事業名 安心生活創造推進事業補助金
- (イ) 事業実施主体 市町村
- (ウ) 補助率 県10/10
- (エ) 補助限度額 1市町村当たり10,000千円
- (オ) 事業の概要

事業実施主体となる市町村は、次に掲げる事業を実施する。

事業名	事業の概要
1 抜け漏れの無い実態把握事業	官民協働により見守り等を通じた、漏れの無い地域住民の生活課題を把握する。
2 抜け漏れの無い支援実施事業	暮らしの基本となる買い物支援等の生活支援サービス、サロン等の居場所づくり、社会との繋がりを認識できる場の提供も含めた双方の支援などを住民ニーズに基づき実施する。
3 地域支援活性化事業	地域福祉の調整役(コーディネーター)を養成、配置する。
4 住民参加型まちづくり普及啓発事業	地域における互助の機運を高め、住民参加による地域福祉計画の策定や支援の提供を進めるとともに、継続的な支援者を確保していくための事業を実施する。
5 自主財源確保事業	寄付や物販等を通じて財源の一部を確保するための取組を実施する。

※上記1~4の事業は必ず実施。5の事業は任意で実施。

(2) 平成25年度の事業実施者

岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、北栄町、日吉津村、伯耆町、江府町(7町1村)

(3) 予算額

補助金 62,130千円

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7570）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
認定こども園設置促進事業	債務負担行為 0 57,174	債務負担行為 21,153 0	債務負担行為 21,153 57,174			債務負担行為 (基金繰入金) 21,153		
トータルコスト	58,768	0	58,768	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	子育て中の誰もが、保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター等の子育て支援拠点の支援を受け安心して子育てができる。							

事業内容の説明

【「鳥取県安心こども基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

保育・幼児教育及び地域の子育て環境の充実を図るため、鳥取県安心こども基金を活用して、幼保連携型認定こども園の整備費用の補助を行う。当該事業は2カ年で実施する計画であるため、債務負担行為を設定する。

2 主な事業内容

学校法人美哉幼稚園が平成26年度中に幼保連携型認定こども園に移行することを予定していることから、そのために必要な既存園舎（幼稚園部分）の改修経費を補助する市町村を支援する。

(1) 実施主体

境港市

(2) 負担割合

県（基金）1/2 市町村1/4 設置者 1/4

(3) 県補助額

21,153千円

年度	予算額	備考
平成25年度	0千円	
平成26年度	21,153千円	債務負担行為

(4) その他

美哉幼稚園は、幼保連携型認定こども園への移行に伴い、新たに保育所を整備するが、保育所整備費用については、別途「子育て拠点緊急整備事業」による支援を行う。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7150）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子育て拠点施設等整備事業	債務負担行為 79,617 465,689	債務負担行為 99,332 △7,500	債務負担行為 178,949 458,189			債務負担行為 (基金繰入金) 99,332 △7,500		
トータルコスト	467,278	△7,500	459,778	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	子育て中の誰もが、保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター等の子育て支援拠点の支援を受け安心して子育てができる。							
事業内容の説明				【「鳥取県安心こども基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>保育及び子育て環境の充実を図るため、鳥取県安心こども基金を財源として、保育所の緊急整備等を行う。当該事業は2ヵ年で行う計画であるため、債務負担行為を設定し助成を行う。なお、松保保育園については、当初予算で計上し補助を行う予定だった施設整備が、2ヵ年で行う計画に変更となったため、当初予算分を減額する。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>保育所緊急整備事業 99,332千円（債務負担行為） △7,500千円（当初予算で計上した松保保育園分の減額）</p> <p>私立保育所の施設整備（創設・改築・増築等）を行う事業者に補助を行う市町村に対して助成する。</p>								
今回対象保育所	松保保育園 (社会福祉法人 鳥取福祉会)			美哉幼稚園 (学校法人 美哉幼稚園)				
助成額 (債務負担行為)	63,306千円			36,026千円				
整備内容	・平成25年度当初予算では、大規模修繕を行う計画となっていたが、定員を増やすための増改築に計画を変更（定員120人→160人）。 ・事務室、遊戯室を移転増築し、保育室に改修する。			・幼保連携型認定こども園に移行するため、認可保育所を新設する。（定員34人） ・保育所部分の増設、既存園舎の改修。なお、保育所部分経費については本事業で対応し、幼稚園部分経費については認定こども園設置促進事業で対応する。				
実施主体	鳥取市			境港市				
負担割合	県（基金）1/2、市町村1/4、事業者1/4							
対象事業	増改築			創設				
事業期間	H26.3～H27.3（予定）			H26.1～H26.10（予定）				

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子育て応援課 (内線: 75.70)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳			備考
				国庫支出金	起債	その他 一般財源	
子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業	債務負担行為 (87,500) 0	債務負担行為 (91,193) 0	債務負担行為 (178,693) 0			債務負担行為 (基金繰入金) (91,193)	
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)			
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務			
工程表の政策目標(指標)	子育て中の誰もが、保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター等の子育て支援拠点の支援を受け安心して子育てができる。						

事業内容の説明

【「鳥取県安心こども基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

子ども・子育て支援新制度が本格施行される平成27年4月に向け電子システムの構築を行う市町村に対し、システム整備費の補助を行う。

2 主な事業内容

(1) 補助率

定額

(2) 補助対象経費

子ども・子育て支援新制度施行に必要なシステムの開発、改修に係る経費並びに電子システムの規模・仕様の確定に必要な基礎データの把握経費等。

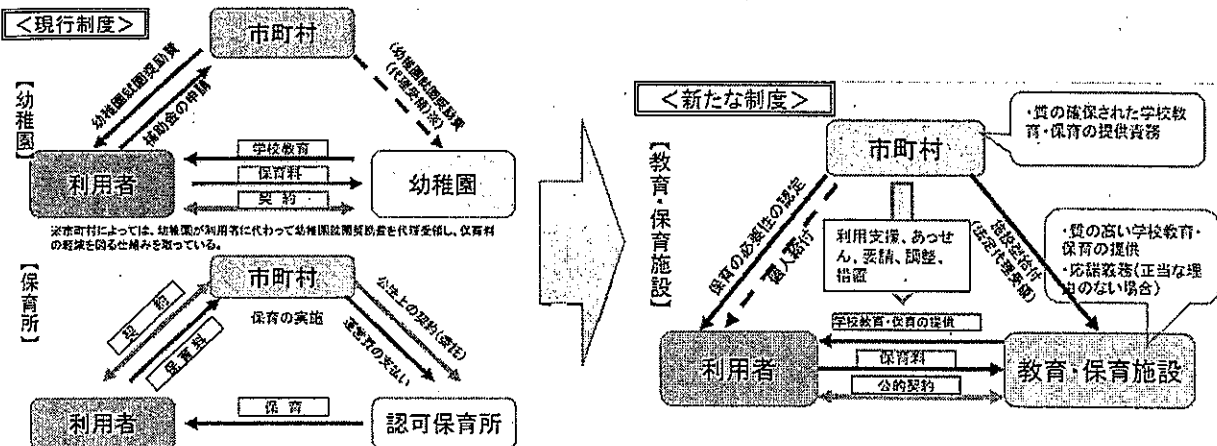
(3) 補正金額

91,193千円

(国の示したシステムの仕様に基づく所要見込額と平成25年6月補正計上額との差額を増額補正する。)

(4) システムの概要

区分	システムの概要	構築期限
支給認定者情報管理	住基情報や税務情報とリンクして支給申請審査、利用者負担区分の決定、支給認定証を発行するシステム	平成26年9月まで
確認事業者情報管理	確認申請書審査や事業者情報登録・管理を行うシステム	平成26年9月まで
審査・支払実績管理	施設・事業者からの請求書を受け付けて給付費の支払実績を管理するシステム	平成27年3月まで



3 債務負担行為設定額

年度	補正後予算額	備考
平成25年度	0千円	
平成26年度	178,693千円	債務負担行為

平成25年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

子育て応援課 (内線: 7572)

5目 母子衛生費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
妊婦健康診査費助成事業	11,163	44,262	55,425			(基金繰入金) 44,262								
トータルコスト	12,752	44,262	57,014	(補正に係る主な業務内容)										
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	基金解散により発生した残余金を国へ返還する										
工程表の政策目標(指標)	地域で子育てを応援する機運の醸成を図るとともに、子育て家庭への総合的な支援施策を展開する。													
事業内容の説明				【「鳥取県妊婦健康診査支援基金」充当事業】										
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>国の平成20年度二次補正により交付された「妊婦健康診査臨時特例交付金」をもとに平成21年3月に「鳥取県妊婦健康診査支援基金」を創設した。平成24年度末で当該基金事業は終了したが、事業の精算を目的として平成25年9月末まで運用延長、平成25年9月30日に解散した。事業精算後の残余金は国へ返還することとなっており、その返還に必要な経費を補正する。</p> <p>また、妊婦健康診査支援事業補助金(平成25年3月実施分)について額確定を行い、それに伴う執行残について減額補正を行う。</p>														
<p>2 主な事業内容</p> <p>【補正内容】</p> <p>①国庫返還額(償還金、利子及び割引料) 45,729千円(A)</p> <p>ア)基金造成額(20~23年度):441,600千円</p> <p>イ)事業充当額(20~25年度):395,871千円 ※基金執行率 89.6%</p> <p>基金造成額-事業充当額=45,729千円</p> <p>②妊婦健康診査支援事業補助金(負担金、補助及び交付金) ▲1,467千円(B)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>25年度当初予算(H25.3.実施分)</td> <td>10,845千円</td> </tr> <tr> <td>25年度事業額(事務費込)</td> <td>9,378千円</td> </tr> <tr> <td>執行残</td> <td>1,467千円</td> </tr> </table>									25年度当初予算(H25.3.実施分)	10,845千円	25年度事業額(事務費込)	9,378千円	執行残	1,467千円
25年度当初予算(H25.3.実施分)	10,845千円													
25年度事業額(事務費込)	9,378千円													
執行残	1,467千円													
				計(A+B) 44,262千円										

平成25年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

子育て応援課 (内線: 7572)

7目 特定疾患対策費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
小児慢性特定疾患対策費	122,524	114	122,638	78			36	
トータルコスト	134,440	114	134,554	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.5人	0.0人	1.5人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	地域で子育てを応援する機運の醸成を図るとともに、子育て家庭への総合的な支援施策を展開する。							

事業内容の説明

市町村が実施する小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業補助金の執行見込の増に伴う増加補正である。

【事業概要】

区分	事業内容												
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業 (今回の補正対象事業)	市町村が行う特殊寝台等の日常生活用具15品目の給付に対して補助を行う。 (負担割合)												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市及び福祉事務所を設置している町村</td> <td>1/2</td> <td>-</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>(2) 福祉事務所を設置していない町村</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> </tr> </tbody> </table>	区分	国	県	市町村	(1) 市及び福祉事務所を設置している町村	1/2	-	1/2	(2) 福祉事務所を設置していない町村	1/2	1/4	1/4
	区分	国	県	市町村									
(1) 市及び福祉事務所を設置している町村	1/2	-	1/2										
(2) 福祉事務所を設置していない町村	1/2	1/4	1/4										

【補正内容】

(単位: 千円)

	金額	財源内訳	
		国庫	県費
H25当初予算額(A)	201	183	18
H25執行見込額(B)	315	261	54
今回補正額(B-A)	114	78	36

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課 (内線：7893)

1目 児童福祉総務費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考																												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																													
(新) 倉吉児童相談所仮 移転先改修事業	債務負担行為 0	債務負担行為 10,333	債務負担行為 10,333				債務負担行為 10,333																													
	0	1,935	1,935				1,935																													
トータルコスト	0	2,729	2,729	(補正に係る主な業務内容) 関係機関との連絡調整業務																																
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人																																	
工程表の政策目標(指標)	児童虐待の未然防止と被虐待児の支援の充実																																			
事業内容の説明																																				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>倉吉児童相談所は、築後約40年を経過し老朽化が進行していることに加え、相談・判定・一時保護の各種業務を実施するにあたりスペースが不足していることから、平成26年度に増改築整備を予定しているところであるが、増改築整備中は現在の倉吉児童相談所で業務を継続することは困難であるため、旧河北中学校管理棟を移転先とし、児童相談所業務を行うための最小限度の内部改修等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>以下のとおり旧河北中学校管理棟の内部改修等を行う。</p> <p><仮移転先整備概要></p> <table border="1"> <tr> <td>所在地</td> <td>倉吉市上井503-1</td> </tr> <tr> <td>建物構造</td> <td>(管理棟)鉄筋コンクリート造3階建ての1階、2階部分を使用</td> </tr> <tr> <td>整備期間</td> <td>平成26年2月～平成26年5月(予定)</td> </tr> <tr> <td>総事業費</td> <td>12,268千円(工事費) ※うち10,333千円は債務負担行為設定</td> </tr> <tr> <td>整備内容</td> <td>間仕切り壁の設置、建具の修繕・新設、照明配置替え等</td> </tr> </table> <p><整備スケジュール></p> <table border="1"> <tr> <th>年月</th> <th>倉吉児童相談所増改築</th> <th>仮移転先(旧河北中学校管理棟)改修</th> </tr> <tr> <td>平成26年2月</td> <td></td> <td>改修工事着工</td> </tr> <tr> <td>平成26年5月</td> <td></td> <td>改修工事完成</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>仮移転先(旧河北中学校管理棟)へ引越す</td> </tr> <tr> <td>平成26年6月</td> <td>増改築工事着工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成27年3月</td> <td>増改築工事完成(予定)</td> <td>増改築後の倉吉児童相談所へ引越す</td> </tr> </table>									所在地	倉吉市上井503-1	建物構造	(管理棟)鉄筋コンクリート造3階建ての1階、2階部分を使用	整備期間	平成26年2月～平成26年5月(予定)	総事業費	12,268千円(工事費) ※うち10,333千円は債務負担行為設定	整備内容	間仕切り壁の設置、建具の修繕・新設、照明配置替え等	年月	倉吉児童相談所増改築	仮移転先(旧河北中学校管理棟)改修	平成26年2月		改修工事着工	平成26年5月		改修工事完成			仮移転先(旧河北中学校管理棟)へ引越す	平成26年6月	増改築工事着工		平成27年3月	増改築工事完成(予定)	増改築後の倉吉児童相談所へ引越す
所在地	倉吉市上井503-1																																			
建物構造	(管理棟)鉄筋コンクリート造3階建ての1階、2階部分を使用																																			
整備期間	平成26年2月～平成26年5月(予定)																																			
総事業費	12,268千円(工事費) ※うち10,333千円は債務負担行為設定																																			
整備内容	間仕切り壁の設置、建具の修繕・新設、照明配置替え等																																			
年月	倉吉児童相談所増改築	仮移転先(旧河北中学校管理棟)改修																																		
平成26年2月		改修工事着工																																		
平成26年5月		改修工事完成																																		
		仮移転先(旧河北中学校管理棟)へ引越す																																		
平成26年6月	増改築工事着工																																			
平成27年3月	増改築工事完成(予定)	増改築後の倉吉児童相談所へ引越す																																		

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

皆成学園（電話：0858-22-7188）

5目 児童福祉施設費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
〈地方機関計上予算〉 皆成学園費	95,401	2,153	97,554				2,153	
トータルコスト	570,452	2,153	572,605	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	59.8人	0.0人	59.8人	連絡調整等				
工程表の政策目標(指標)	1 入所利用児童へのサービスの向上及び充実 2 児童発達支援実施時や支援会議等による支援の実施							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

皆成学園における、緊急連絡体制の確保及び入所児童の安全確保のため、園内における多機能電話機等の更新、整備を行う。

2 主な事業

多機能型電話、PHS電話等を整備する。

整備備品等	台数	整備の理由等
多機能電話	更新 11台	既設備には自動転送機能が整備されておらず緊急時の連絡等に対処できないため。
PHS電話	新規 6台	居室外に飛び出した児童の安全を確保するため。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

皆成学園（電話：0858-22-7188）

5目 児童福祉施設費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> (新) 皆成学園ハートフル駐車場屋根整備事業	(債務負担行為) 0 0	(債務負担行為) 5,338 0	(債務負担行為) 5,338 0				(債務負担行為) 5,338	
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	連絡調整等				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明 1 事業の目的・概要 皆成学園には、ハートフル駐車場（2台分）が整備されているが、屋根の設置はなく、特に雨の日等は当園利用者が不便を強いられている。利用者が天候に左右されず安全かつ快適に利用できるようハートフル駐車場に屋根を設置する。 2 主な事業内容 【事業内容】ハートフル駐車場に屋根を設置し、利用者の利便性の向上を図る。 【工期】平成26年3月から平成26年6月（予定）まで 【限度額】5,338千円								

平成25年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

2目 医務費

医療政策課(内線:7195,7204)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療再生 基金事業	[債務負担行為] 1,840,555	[債務負担行為] 61,000	[債務負担行為] 1,901,555			[債務負担行為 (基金繰入金)] 61,000		
	3,536,604	76,519	3,613,123			76,519		
トータルコスト	3,594,566	76,519	3,671,085	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	7.3人	0.0人	7.3人					

工程表の政策目標(指標) 医師確保(目標値:1,130人(平成30年末))

看護職員数の増(目標値:5,724人(平成27年末))

事業内容の説明

【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】

鳥取県地域医療再生基金事業(今回補正関係)は次のとおりです。

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	事業内容
鳥取大学医学部への寄 附講座(地域医療学講 座)開設事業	[債務負担行為] 0 30,500	[債務負担行為] 61,000 0	[債務負担行為] 61,000 30,500	鳥取大学医学部に設置している 寄附講座「地域医療学講座」に ついて、平成26年度以降も設 置を継続するための寄附を行う。
看護師養成の充実に向 けた施設・設備整備等 支援事業	83,889	76,519	160,408	看護師養成の充実に向けた施 設・設備整備等を行う病院等 に対して支援を行う。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

2目 医務費

医療政策課(内線:7195)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取大学医学部への寄附講座(地域医療学講座)開設事業	〔債務負担行為〕 (0)	〔債務負担行為〕 (61,000)	〔債務負担行為〕 (61,000)			〔債務負担行為〕 (基金繰入金) (61,000)		
トータルコスト	(32,089)	(0)	(32,089)	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	(0.2人)	(0.0人)	(0.2人)	連絡調整等				
工程表の政策目標(指標)	医師確保(目標値:1,130人(平成30年末))							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>地域医療に貢献する人材の育成等を目的に、平成22年10月から鳥取大学医学部に設置している寄附講座「地域医療学講座」について、平成26年度以降も設置を継続するための寄附を行う。</p> <p>＜地域医療学講座の概要＞</p> <p>(1) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療に貢献する人材の育成と地域医療の発展のための地域医療の実践と研究、教育を行う。 ・地域医療を志す医師の支援を行う。 <p>(2) 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域枠」の学生(県医師確保奨学金貸与者等)及び地域医療に関心のある学生 <p>(3) 業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地域医療に貢献する人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療に関する講義及び臨床実習 ・「地域枠」の学生の地域医療マインドを醸成するための企画の立案及び実施 ・「地域枠」等の学生への面談実施及びキャリア形成支援 ・地域の医療機関、教育関連病院及び診療教育拠点(サテライト(仮称))での実習教育の企画・実施並びに他の臨床講座や社会医学講座、行政等との調整 2) 地域医療に関連する診療支援 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療機関及び診療教育拠点(サテライト(仮称))における実習教育に関連する診療支援、地域保健・医療・福祉の連携 ・鳥取大学医学部附属病院をはじめとする総合診療外来等での診療支援 3) 地域医療に関する研究 <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療体制、臨床疫学、地域医療教育及び地域医療に貢献する人材育成などに関する研究 ・研究成果の公表及び普及 <p>(4) 人員体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教授1名、准教授又は講師2名、助教3名 ※准教授又は講師1名、助教2名が県寄附分 <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 期間:平成26年度～平成27年度</p> <p>(2) 限度額:61,000千円(内訳)30,500千円×2か年</p> <p>(3) 内容:鳥取大学医学部が開設する地域医療学講座に対し、人件費及び研究費を寄附する。</p>								

平成25年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

2目 医務費

医療政策課(内線:7204)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
看護師養成の充実に向けた施設・設備整備等支援事業)	(83,889)	(76,519)	(160,408)			(基金繰入金) (76,519)		
トータルコスト	(83,889)	(76,519)	(160,408)	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	(0.0人)	(0.0人)	(0.0人)	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	看護職員数の増(目標値:5,724人(平成27年末))							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>看護師の県内養成者数の増加を図るため、看護師養成の充実に向けた施設・設備整備等を行う病院等に対して支援を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>補助率:事業費3,571千円までは10/10、超える場合は超過額の1/2相当額を加算</p>								
(単位:千円)								
実施主体	事業内容			補正額				
県立中央病院	看護学生のための更衣室用ロッカーの整備			323				
鳥取市立病院	看護教育実習受入に係る研修棟の新設			55,075				
鳥取赤十字病院	看護学生実習受入に必要な備品の整備 (ナーシング・アン、教則DVD等)			2,047				
尾崎病院	看護学生実習受入に必要な備品の整備 (ノートパソコン、ソファーベッド、ロッカー等)			548				
ウエルフェア北園渡辺病院	看護学生実習受入に必要な備品の整備 (高度救急処置シミュレーター、ロッカー)			1,886				
智頭病院	実習生用宿舍の整備(旧看護師宿舍の改築)			3,279				
三朝温泉病院	看護学生実習受入に必要な備品の整備 (ノートパソコン、ミーティングチェア等)			913				
介護老人保健施設まさたみの郷	看護学生実習受入に必要な備品の整備 (ノートパソコン、プロジェクター、ロッカー等)			393				
介護老人保健施設ゆうとぴあ	看護学生実習受入に必要な備品の整備 (実習モデル、心電計、AEDトレーナー等)			3,584				
介護老人保健施設弓浜ゆうとぴあ	看護学生実習受入に必要な備品の整備 (実習モデル、教則DVD等)			3,575				
訪問看護おざき	看護学生実習受入に必要な備品の整備 (ノートパソコン、会議用テーブル等)			125				
訪問看護ステーションみささ	看護学生実習受入に必要な備品の整備 (ノートパソコン、プロジェクター等)			220				
訪問看護ステーションネットケア	看護学生実習受入に必要な備品の整備 (実習モデル、採血・静注シミュレーター等)			3,651				
東部福祉保健事務所 中部総合事務所福祉保健局	看護学生実習受入に必要な備品の整備 (ビデオカメラ、プロジェクター等)			900				
合計			76,519					

平成25年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

2目 医務費

医療政策課(内線:7173)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考											
				国庫支出金	起債	その他	一般財源												
小児救急電話相談事業	債務負担行為 0 4,287	債務負担行為 9,604 0	債務負担行為 9,604 4,287	債務負担行為 4,802			債務負担行為 4,802												
トータルコスト	5,876	0	5,876	(補正に係る主な業務内容)															
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	契約事務															
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築																		
事業内容の説明																			
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>現在病院の救急外来では、休日夜間のコンビニ受診等の増加による軽症患者の集中などの問題が生じており、県民に対して医療機関の適切な利用を啓発する取組を進めているところである。</p> <p>小児救急においても救急搬送患者の約6割が軽症であり、軽症者の救急受診抑制が課題であることから、小児救急電話相談事業を継続し、救急病院への患者集中の緩和や適正受診の促進、また小児保護者等の安心確保を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 小児救急電話相談業務(とっとり子ども救急ダイヤル: #8000)の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間の小児の急な病気、ケガ等について、すぐ受診すべきか様子を見るべきか等、判断に迷う保護者等からの相談に対し、小児科医師、看護師が症状を聴取し、その対処方法等の助言を行う。 ・相談者からの照会又は依頼に基づき、症状等にあった県内小児救急対応医療機関を案内する。 <p>(2) 債務負担行為限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>区分</th> <th>限度額</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度</td> <td>総額</td> <td>9,604</td> <td rowspan="2">小児救急電話相談事業の 業務委託費</td> </tr> <tr> <td>～平成27年度</td> <td>各年度</td> <td>4,802</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成21年2月から当事業を実施</p>									期間	区分	限度額	説明	平成26年度	総額	9,604	小児救急電話相談事業の 業務委託費	～平成27年度	各年度	4,802
期間	区分	限度額	説明																
平成26年度	総額	9,604	小児救急電話相談事業の 業務委託費																
～平成27年度	各年度	4,802																	

平成25年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課(内線:7190)

3目 保健師等指導管理費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
看護職員等充足対策費	債務負担行為 0 566,624	債務負担行為 600,432 0	債務負担行為 600,432 566,624			債務負担行為 (基金繰入金) 14,400	債務負担行為 586,032	
トータルコスト	580,129	0	580,129	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.7人	0.0人	1.7人	修学資金募集				
工程表の政策目標(指標)	看護職員数の増(目標値:5,724人(平成27年末))							

事業内容の説明

【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

県内に就業する看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の確保のため、各養成施設等に在学する学生に対し、修学上必要な資金を平成26年度に新たに貸し付けるために債務負担行為を設定する。

2 主な事業内容

(1) 期間 平成26年度～平成30年度

(2) 平成26年度新規貸付予定人数及び限度額

区分	平成26年度 新規貸付		(参考)
	予定人数	金額(千円)	平成25年度 新規貸付人数
①看護職員修学資金	300人	404,592	343人
②看護職員奨学金	20人	57,600	13人
③理学療法士等修学資金	80人	138,240	80人
計	400人	600,432	436人

<看護職員修学資金等の概要>

①看護職員修学資金

- ・貸付対象者 県内外の看護職員を養成する学校、養成所、大学等に在学している者で、卒業後、県内の医療機関等で看護職員として従事する意思のある者。
- ・貸付月額

	国立・公立	私立
看護系大学	48,000円	61,000円
看護系短期大学、保健師、助産師、看護師等養成所	32,000円	36,000円
看護系5年一貫校	32,000円	36,000円
准看護師養成所	15,000円	21,000円

- ・返還猶予の条件 県内の医療機関等で、看護職員として就業しているとき。
- ・返還免除の条件 看護職員養成施設等を卒業後、県内の医療機関等において引き続き5年間看護職員として業務に従事したとき。(免除額:全額免除又は半額免除)

②看護職員奨学金

- ・貸付対象者 鳥取大学医学部保健学科看護学専攻に在学している者(地域枠推薦入学生及び鳥取県看護職員養成枠入学生に限る。)で、卒業後県内の病院等で看護師又は助産師として従事する意思のある者。
- ・奨学金の額 月額 60,000円
- ・返還猶予及び返還免除の条件については看護職員修学資金と若干異なるが、類似した制度。

③理学療法士等修学資金

- ・貸付対象者 県内外の理学療法士等養成施設に在学している者であり、将来県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事する意思のある者。
- ・貸付月額 国公立等養成施設 32,000円 その他の養成施設 36,000円
- ・返還猶予の条件 貸付終了後、理学療法士等として県内で従事しているとき。
- ・返還免除の条件 養成施設を卒業後、県内において修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間以上従事したとき。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課(内線：7195)

3目 保健師等指導管理費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)鳥取看護大学 設置支援事業	(債務負担行為) 0	(債務負担行為) 792,981	(債務負担行為) 792,981			(債務負担行為) (基金繰入金) 300,000	(債務負担行為) 492,981	
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	関係者間の調整				
工程表の政策目標(指標)	看護職員数の増(目標値：5,724人(平成27年末))							

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療再生基金事業」充当事業】

1 事業の目的・概要

本県の看護師不足、高度化する看護・医療等に対応するため、学校法人藤田学院が設置する鳥取看護大学に対し、中部市町とともに支援を行う。

2 主な事業内容

(1) 補助概要

(単位：千円)

事業主体	学校法人藤田学院
負担割合	県：1/2、中部市町：1/2
補助対象経費	【文部科学省の標準経費等：1,473,250】 ○施設 970,250 <積算>650千円(予定坪単価)×標準面積4,561m ² /3.3×1.08 ○教具、校具等 110,000 ○開設年度経常経費 393,000 【校舎建設に付随する設計費等：112,712】 ○設計・解体費等 79,752 (経費を文部科学省の標準経費ベースで算出) ○図書費 32,960
補助金額	県：792,981、中部市町：792,981 (参考)総事業費：2,985,100 うち法人負担：1,399,138

(2) 鳥取看護大学の概要

- ・設置者：学校法人藤田学院
- ・設置場所：倉吉市福庭
- ・入学定員：1学年80名(収容定員320名)
- ・設置学部学科：看護学部看護学科
- ・開学時期：平成27年4月1日
- ・総事業費：約29.9億円

(3) 債務負担行為限度額

期 間	限度額(千円)
平成26年度	596,481
平成27年度	196,500

平成25年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	3款 民生費								
		補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部					
					補正前	補正額	補正後	1項 社会福祉費		
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額				補正後	補正前	補正額
1	報酬	374,754		374,754	358,733		358,733	157,572		157,572
2	給料	1,553,382		1,553,382	1,494,486		1,494,486	364,419		364,419
3	職員手当等	874,563		874,563	844,883		844,883	184,094		184,094
4	共済費	602,382		602,382	578,506		578,506	142,931		142,931
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	1,371		1,371	1,371		1,371	941		941
8	報償費	75,262		75,262	63,749		63,749	22,605		22,605
9	旅費	68,297		68,297	59,704		59,704	33,913		33,913
	費用弁償	8,709		8,709	8,112		8,112	3,879		3,879
	普通旅費	35,681		35,681	32,330		32,330	15,250		15,250
	特別旅費	23,907		23,907	19,262		19,262	14,784		14,784
10	交際費									
11	需用費	195,619		195,619	186,565		186,565	40,122		40,122
12	役務費	100,461		100,461	91,556		91,556	29,627		29,627
13	委託料	2,747,558		2,747,558	2,651,525		2,651,525	510,193		510,193
14	使用料及び賃借料	74,771		74,771	70,501		70,501	28,878		28,878
15	工事請負費	354,365	1,935	356,300	354,365	1,935	356,300	43,820		43,820
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	36,320	4,638	40,958	36,300	4,638	40,938	6,589	2,485	9,074
19	負担金、補助及び交付金	33,912,105	232,101	34,144,206	33,537,993	232,101	33,770,094	28,074,339	209,117	28,283,456
20	扶助費	1,743,999		1,743,999	1,743,999		1,743,999	1,044,276		1,044,276
21	貸付金	40,918		40,918	40,718		40,718	32,078		32,078
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料		117,945	117,945		117,945	117,945		117,945	117,945
24	投資及び出資金									
25	積立金	317,677		317,677	317,517		317,517	314,917		314,917
26	寄附金	1,250		1,250	1,250		1,250	50		50
27	公課費	76		76	76		76			
28	繰出金	2,192		2,192	2,192		2,192			
	予備費									
	計	43,077,322	356,619	43,433,941	42,435,989	356,619	42,792,608	31,031,364	329,547	31,360,911
財源内訳	国庫支出金	3,156,566	21,326	3,177,892	2,921,401	21,326	2,942,727	1,179,241	21,326	1,200,567
	地方債	315,000		315,000	315,000		315,000	315,000		315,000
	その他	4,582,828	285,487	4,868,315	4,523,059	285,487	4,808,546	2,489,258	262,503	2,751,761
	一般財源	35,022,928	49,806	35,072,734	34,676,529	49,806	34,726,335	27,047,865	45,718	27,093,583

平成25年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		1項 社会福祉費						2項 児童福祉費		
		1目 社会福祉総務費			12目 障がい者自立支援事業費					
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	107,617		107,617	17,258	17,258	187,437		187,437	
2	給料	364,419		364,419			1,071,171		1,071,171	
3	職員手当等	184,094		184,094			630,936		630,936	
4	共済費	135,845		135,845	2,469	2,469	412,386		412,386	
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金						430		430	
8	報償費	3,138		3,138	5,621	5,621	40,902		40,902	
9	旅費	6,941		6,941	11,387	11,387	23,333		23,333	
	費用弁償	1,184		1,184	961	961	3,718		3,718	
	普通旅費	4,901		4,901	4,681	4,681	15,245		15,245	
	特別旅費	856		856	5,745	5,745	4,370		4,370	
10	交際費									
11	需用費	18,967		18,967	12,410	12,410	140,502		140,502	
12	役務費	6,784		6,784	11,626	11,626	58,986		58,986	
13	委託料	107,863		107,863	270,719	270,719	2,109,710		2,109,710	
14	使用料及び賃借料	8,506		8,506	9,009	9,009	40,418		40,418	
15	工事請負費	32,257		32,257			310,545	1,935	312,480	
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	215		215	996	3,481	29,711	2,153	31,864	
19	負担金、補助及び交付金	609,381	72,130	681,511	3,579,274	136,987	3,716,261	△ 7,500	5,203,755	
20	扶助費				1,042,735	1,042,735	338,322		338,322	
21	貸付金	32,078		32,078			8,640		8,640	
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料					117,945	117,945			
24	投資及び出資金									
25	積立金	6,243		6,243	940	940	1,955		1,955	
26	寄附金									
27	公課費						76		76	
28	繰出金						2,192		2,192	
	予備費									
	計	1,624,348	72,130	1,696,478	4,964,444	257,417	5,221,861	△ 3,412	10,615,495	
財源内訳	国庫支出金	103,766		103,766	900,758	21,326	922,084	1,454,970		1,454,970
	地方債									
	その他	84,723	62,130	146,853	199,850	200,373	400,223	1,956,961	△ 7,500	1,949,461
	一般財源	1,435,859	10,000	1,445,859	3,863,836	35,718	3,899,554	7,206,976	4,088	7,211,064

平成25年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		2項 児童福祉費						3項 生活保護費		
		1目 児童福祉総務費			5目 児童福祉施設費			補正前	補正額	補正後
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後					
1	報酬	83,807		83,807	85,885		85,885	13,724		13,724
2	給料	1,071,171		1,071,171				58,896		58,896
3	職員手当等	630,936		630,936				29,853		29,853
4	共済費	400,888		400,888	9,469		9,469	23,189		23,189
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金				430		430			
8	報償費	13,041		13,041	19,919		19,919	242		242
9	旅費	13,212		13,212	9,499		9,499	2,378		2,378
	費用弁償	2,326		2,326	1,086		1,086	515		515
	普通旅費	7,387		7,387	7,584		7,584	1,755		1,755
	特別旅費	3,499		3,499	829		829	108		108
10	交際費									
11	需用費	31,592		31,592	107,399		107,399	5,841		5,841
12	役務費	17,973		17,973	14,583		14,583	2,843		2,843
13	委託料	206,199		206,199	243,137		243,137	31,622		31,622
14	使用料及び賃借料	10,802		10,802	28,846		28,846	1,165		1,165
15	工事請負費	257,131	1,935	259,066	53,414		53,414			
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	2,053		2,053	27,658	2,153	29,811			
19	負担金、補助及び交付金	2,325,614	△ 7,500	2,318,114	3,402		3,402	252,399	30,484	282,883
20	扶助費	1,212		1,212	6,482		6,482	347,701		347,701
21	貸付金	8,640		8,640						
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	1,955		1,955						
26	寄附金									
27	公課費				76		76			
28	繰出金									
	予備費									
	計	5,076,226	△ 5,565	5,070,661	610,199	2,153	612,352	769,853	30,484	800,337
財源内訳	国庫支出金	422,962		422,962	14,594		14,594	287,110		287,110
	地方債									
	その他	1,392,229	△ 7,500	1,384,729	424,536		424,536	69,345	30,484	99,829
	一般財源	3,261,035	1,935	3,262,970	171,069	2,153	173,222	413,398		413,398

平成25年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費			4款 衛生費					
		うち福祉保健部			補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部		
		3項 生活保護費						補正前	補正額	補正後
		1目 生活保護総務費								
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報酬	13,724		13,724	146,065		146,065	76,828		76,828
2	給料	58,896		58,896	1,439,271		1,439,271	703,071		703,071
3	職員手当等	29,853		29,853	787,376		787,376	410,181		410,181
4	共済費	23,189		23,189	548,294		548,294	267,974		267,974
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金				7,130		7,130	7,130		7,130
8	報償費	242		242	64,576		64,576	50,234		50,234
9	旅費	2,378		2,378	74,092		74,092	44,295		44,295
	費用弁償	515		515	3,299		3,299	2,063		2,063
	普通旅費	1,755		1,755	37,302		37,302	19,741		19,741
	特別旅費	108		108	33,491		33,491	22,491		22,491
10	交際費									
11	需用費	5,841		5,841	270,071		270,071	158,677		158,677
12	役務費	2,843		2,843	75,285		75,285	44,142		44,142
13	委託料	31,376		31,376	1,088,997	774	1,089,771	479,618		479,618
14	使用料及び賃借料	1,165		1,165	80,974		80,974	40,507		40,507
15	工事請負費				38,249	3,072	41,321	2,270		2,270
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費				218,751	900	219,651	124,294	900	125,194
19	負担金、補助及び交付金	58,588	30,484	89,072	7,617,423	74,266	7,691,689	6,855,764	74,266	6,930,030
20	扶助費	1,530		1,530	1,242,781		1,242,781	1,242,781		1,242,781
21	貸付金				1,000,352		1,000,352	756,552		756,552
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料				116,274	45,729	162,003	116,274	45,729	162,003
24	投資及び出資金									
25	積立金				914,562		914,562	908,456		908,456
26	寄附金				30,500		30,500	30,500		30,500
27	公課費				50		50	50		50
28	繰出金									
	予備費									
	計	229,625	30,484	260,109	15,761,073	124,741	15,885,814	12,319,598	120,895	12,440,493
財源内訳	国庫支出金	48,027		48,027	2,641,515	2,388	2,643,903	2,419,696	78	2,419,774
	地方債				12,000		12,000	12,000		12,000
	その他	67,345	30,484	97,829	4,303,852	120,781	4,424,633	3,862,650	120,781	3,983,431
	一般財源	114,253		114,253	8,803,706	1,572	8,805,278	6,025,252	36	6,025,288

平成25年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費								
		うち福祉保健部								
		1項 公衆衛生費								
					5目 母子衛生費			7目 特定疾患対策費		
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報酬	50,886		50,886			2,126		2,126	
2	給料	136,197		136,197						
3	職員手当等	77,851		77,851						
4	共済費	57,360		57,360			1,006		1,006	
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	6,892		6,892			4,233		4,233	
8	報償費	27,478		27,478	472	472	1,749		1,749	
9	旅費	21,251		21,251	934	934	373		373	
	費用弁償	1,024		1,024	34	34				
	普通旅費	8,461		8,461	638	638	268		268	
	特別旅費	11,766		11,766	262	262	105		105	
10	交際費									
11	需用費	105,699		105,699	210	210	598		598	
12	役務費	24,814		24,814	1,660	1,660	2,289		2,289	
13	委託料	297,328		297,328	24,343	24,343	27,231		27,231	
14	使用料及び賃借料	13,391		13,391	240	240	2,865		2,865	
15	工事請負費									
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	3,200		3,200						
19	負担金、補助及び交付金	433,806	△ 1,353	432,453	17,503	△ 1,467	16,036	201	114	315
20	扶助費	1,242,661		1,242,661	158,131		158,131	741,923		741,923
21	貸付金									
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料	116,274	45,729	162,003		45,729	45,729			
24	投資及び出資金									
25	積立金	1,203		1,203	318		318			
26	寄附金									
27	公課費									
28	繰出金									
	予備費									
	計	2,616,291	44,376	2,660,667	203,811	44,262	248,073	784,594	114	784,708
財源内訳	国庫支出金	962,176	78	962,254	61,870		61,870	384,984	78	385,062
	地方債	12,000		12,000						
	その他	218,183	44,262	262,445	11,908	44,262	56,170	31		31
	一般財源	1,423,932	36	1,423,968	130,033		130,033	399,579	36	399,615

平成25年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	4款 衛生費						福祉保健部 合計		
		うち福祉保健部								
		4項 医薬費						補正前	補正額	補正後
		補正前	補正額	補正後	2目 医務費					
補正前	補正額				補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報酬	21,553		21,553	1,826		1,826	437,455		437,455
2	給料	253,989		253,989				2,197,557		2,197,557
3	職員手当等	161,942		161,942				1,255,064		1,255,064
4	共済費	95,275		95,275	173		173	846,724		846,724
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	238		238	35		35	8,501		8,501
8	報償費	22,500		22,500	6,039		6,039	114,467		114,467
9	旅費	20,486		20,486	9,079		9,079	104,676		104,676
	費用弁償	931		931	254		254	10,261		10,261
	普通旅費	8,860		8,860	2,676		2,676	52,279		52,279
	特別旅費	10,695		10,695	6,149		6,149	42,136		42,136
10	交際費									
11	需用費	40,597		40,597	11,389		11,389	345,499		345,499
12	役務費	13,062		13,062	6,586		6,586	135,758		135,758
13	委託料	171,642		171,642	124,819		124,819	3,131,818		3,131,818
14	使用料及び賃借料	17,585		17,585	11,269		11,269	111,008		111,008
15	工事請負費	2,270		2,270	2,270		2,270	356,635	1,935	358,570
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	119,009	900	119,909	109,343	900	110,243	160,594	5,538	166,132
19	負担金、補助及び交付金	6,421,561	75,619	6,497,180	3,898,404	75,619	3,974,023	41,317,959	306,367	41,624,326
20	扶助費	120		120				2,986,780		2,986,780
21	貸付金	756,552		756,552	248,520		248,520	797,270		797,270
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料							264,274	163,674	427,948
24	投資及び出資金									
25	積立金	907,253		907,253	907,253		907,253	1,225,973		1,225,973
26	寄附金	30,500		30,500	30,500		30,500	31,750		31,750
27	公課費							126		126
28	繰出金							2,192		2,192
	予備費									
	計	9,056,134	76,519	9,132,653	5,367,505	76,519	5,444,024	55,832,080	477,514	56,309,594
財源内訳	国庫支出金	1,457,520		1,457,520	1,417,094		1,417,094	5,505,035	21,404	5,526,439
	地方債							327,000		327,000
	その他	3,644,450	76,519	3,720,969	3,587,268	76,519	3,663,787	8,406,570	406,268	8,812,838
	一般財源	3,954,164		3,954,164	363,143		363,143	41,593,475	49,842	41,643,317

節 の 明 細

項 目	金額 (千円) 等	
3 款 民生費		
1 項 社会福祉費		
1 目 社会福祉総務費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金	10,000
	安心生活創造推進事業補助金	62,130
1 2 目 障がい者自立支援事業費		
負担金、補助及び交付金	市町村地域生活支援事業費補助金	23,432
	第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会実行委員会負担金	83,428
	市町村重度訪問介護等の利用促進支援事業補助金	30,127
償還金、利子及び割引料	障害者自立支援対策臨時特例基金返還金	117,945
2 項 児童福祉費		
1 目 児童福祉総務費		
負担金、補助及び交付金	子育て支援のための拠点施設整備事業補助金	△ 7,500
3 項 生活保護費		
1 目 生活保護総務費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県離職者等生活困窮者支援事業補助金	30,484
4 款 衛生費		
1 項 公衆衛生費		
5 目 母子衛生費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県妊婦健康診査費助成事業補助金	△ 1,467
償還金、利子及び割引料	鳥取県妊婦健康診査支援基金返還金	45,729
7 目 特定疾患対策費		
負担金、補助及び交付金	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費補助金	114
4 項 医薬費		
2 目 医務費		
負担金、補助及び交付金	看護師養成の充実に向けた施設・設備整備等支援事業補助金	75,619

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額 千円	期間	金額 千円	特定財源 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円
平成25年度 鳥取県障がい者アート推進事業費	186,644			平成26年度	186,644			186,644	
平成25年度 認定こども園設置促進事業補助	21,153			平成26年度	21,153			21,153	
平成25年度 倉吉児童相談所仮移転先改修工事	10,333			平成26年度	10,333				10,333
平成25年度 小児救急電話相談業務委託	9,604			平成26年度から 平成27年度まで	9,604	4,802			4,802
平成25年度 鳥取大学医学部附講座開設事業補助	61,000			平成26年度から 平成27年度まで	61,000			61,000	
平成25年度 看護学生等修学資金貸付金	600,432			平成26年度から 平成30年度まで	600,432			14,400	586,032
平成25年度 鳥取看護大学設置支援事業補助	792,981			平成26年度から 平成27年度まで	792,981			300,000	492,981
平成25年度 皆成学園ハートフル駐車場屋根整備工事	5,338			平成26年度	5,338				5,338

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	待 定 財 源			一 般 財 源 千円	
						国庫支出金	地方債	その他		
補正前の額	千円									
補正額	182			平成26年度	182					
補正後の額	6			平成26年度	6					
補正前の額	188			平成26年度	188					
補正額	79,617			平成26年度	79,617				79,617	
補正後の額	99,332			平成26年度	99,332				99,332	
補正前の額	178,949			平成26年度	178,949				178,949	

平成25年度
戦傷病者等援護システム
機器賃借料

平成25年度
子育て拠点施設等整備
事業補助

事項	限度額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳							
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源				
						千円	千円	千円		千円	千円	千円	
補正前の額	千円 87,500		千円		千円		千円		千円		千円		千円
平成25年度 子ども・子育て支援新制 度に係る電子システム構 築等事業補助				平成26年度	87,500						87,500		
補正額	91,193			平成26年度	91,193						91,193		
補正後の額	178,693			平成26年度	178,693						178,693		

条 例 名 等	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について												
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 条例の改正理由 受益と負担の公平の確保を図るため、介護支援専門員の研修の実施等に係る手数料を見直す。</p> <p>2 条例案の概要 (1) 次のとおり、手数料の額を引き上げる。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>事務の区分</th> <th>単位</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 介護支援専門員実務研修（再研修を含む。）の実施</td> <td>1件につき</td> <td>12,800円</td> <td>14,800円</td> </tr> <tr> <td>イ 介護支援専門員（実務未経験者）に対する更新研修の実施</td> <td>1件につき</td> <td>12,800円</td> <td>14,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 介護員の養成に関する研修の修了証明書を交付したことを証する書類の交付を当該修了証明書の再交付に改める。 (3) その他所要の規定の整備を行う。 (4) 施行期日は、平成26年4月1日とする。</p>	事務の区分	単位	現行	改正後	ア 介護支援専門員実務研修（再研修を含む。）の実施	1件につき	12,800円	14,800円	イ 介護支援専門員（実務未経験者）に対する更新研修の実施	1件につき	12,800円	14,800円
事務の区分	単位	現行	改正後										
ア 介護支援専門員実務研修（再研修を含む。）の実施	1件につき	12,800円	14,800円										
イ 介護支援専門員（実務未経験者）に対する更新研修の実施	1件につき	12,800円	14,800円										

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p><u>(11の2) 介護保険法第69条の2第1項又は第69条の7第2項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施 1件につき14,800円</u></p> <p><u>(11の3) 介護保険法第69条の8第2項本文の規定に基づく介護支援専門員に対する更新研修の実施</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額。 ア 実務未経験者に対する更新研修 1件につき <u>14,800円</u> イ 略</p> <p>(12)～(13の2) 略</p> <p>(14) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号に規定する介護員の養成に関する研修を修了した旨の証明書の交付又は再交付 1件につき <u>650円</u></p> <p>(15)～(328) 略</p> <p>2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 介護保険法第69条の33第1項の規定により知事の指定する者に介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務を行わせる場合における前項第11号の2及び第11号の3の手数料 介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務を行う者</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(11の2) 介護保険法第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施 1件につき <u>12,800円</u></p> <p><u>(11の3) 介護保険法第69条の7第2項の規定に基づく介護支援専門員に対する再研修の実施 1件につき12,800円</u></p> <p><u>(11の4) 介護保険法第69条の8第2項本文の規定に基づく介護支援専門員に対する更新研修の実施</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額。 ア 実務未経験者に対する更新研修 1件につき <u>12,800円</u> イ 略</p> <p>(12)～(13の2) 略</p> <p>(14) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号に規定する介護員の養成に関する研修を修了した旨の証明書（以下この号において「研修修了証明書」という。）の交付又は交付の証明 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額。 ア 研修修了証明書の交付 1件につき650円 イ 研修修了証明書を交付したことを証する書類の交付 1件につき420円</p> <p>(15)～(328) 略</p> <p>2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 介護保険法第69条の33第1項の規定により知事の指定する者に介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務を行わせる場合における前項第11号の2及び同項第11号の4の手数料 介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務を行う者</p>

(5)～(17) 略

(5)～(17) 略

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について															
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 条例の改正理由 受益と負担の公平の確保を図るため、医薬品等の製造販売業及び医療機器の修理業の許可証の書換え交付及び再交付について、手数料を徴収する。</p> <p>2 条例案の概要 (1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>事務の区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医薬品等の製造販売業の許可証の書換え交付</td> <td>1件につき</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>医薬品等の製造販売業の許可証の再交付</td> <td>1件につき</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>医療機器の修理業の許可証の書換え交付</td> <td>1件につき</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>医療機器の修理業の許可証の再交付</td> <td>1件につき</td> <td>2,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日は、平成26年4月1日とする。</p>	事務の区分	単位	金額	医薬品等の製造販売業の許可証の書換え交付	1件につき	2,000円	医薬品等の製造販売業の許可証の再交付	1件につき	2,900円	医療機器の修理業の許可証の書換え交付	1件につき	2,000円	医療機器の修理業の許可証の再交付	1件につき	2,900円
事務の区分	単位	金額														
医薬品等の製造販売業の許可証の書換え交付	1件につき	2,000円														
医薬品等の製造販売業の許可証の再交付	1件につき	2,900円														
医療機器の修理業の許可証の書換え交付	1件につき	2,000円														
医療機器の修理業の許可証の再交付	1件につき	2,900円														

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(62の2) 略</p> <p><u>(62の3) 薬事法施行令第5条第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可証の書換え交付</u> 1件につき2,000円</p> <p><u>(62の4) 薬事法施行令第6条第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可証の再交付</u> 1件につき2,900円</p> <p>(63) 薬事法施行令第12条第1項（<u>同令第55条において準用する場合を含む。</u>）の規定に基づく医薬品等の製造業又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付 1件につき2,000円</p> <p>(64) 薬事法施行令第13条第1項（<u>同令第55条において準用する場合を含む。</u>）の規定に基づく医薬品等の製造業又は医療機器の修理業の許可証の再交付 1件につき2,900円</p> <p>(65)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(62の2) 略</p> <p>(63) 薬事法施行令第12条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可証の書換え交付 1件につき2,000円</p> <p>(64) 薬事法施行令第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可証の再交付 1件につき2,900円</p> <p>(65)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

件名	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園）について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立鹿野かちみ園 鳥取県立鹿野第二かちみ園</p> <p>(2) 指定管理者 鳥取市伏野2259番地43 社会福祉法人鳥取県厚生事業団 理事長 山本 光範</p> <p>(3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）</p> <p>(4) 理由 鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、社会福祉法人鳥取県厚生事業団を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：指名</p>

鳥取県立鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園の指定管理候補者の選定について

鳥取県立鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園の指定管理者について、「鳥取県福祉保健部指定管理候補者審査委員会（障害者福祉専門委員会）」（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、県として次の法人を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

社会福祉法人鳥取県厚生事業団（鳥取市伏野 2 2 5 9 - 4 3） 理事長 山本 光範

○指定期間：平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）

2 審査結果

上記団体を指名し、総合的に審査した結果、指定管理候補者として適当であると認められた。

3 審査の経緯

社会福祉法人鳥取県厚生事業団から提出された事業計画書等の審査や面接を実施し、あらかじめ定めた審査項目ごとに、各審査基準を満たしているか審議した。

(1) 審査委員

氏名	所属等
ふじた えつこ 藤田 恵津子（委員長）	鳥取環境大学環境学部環境学科講師
たなか けいこ 田中 啓子（副委員長）	鳥取県手をつなぐ育成会理事
こだに まこと 小谷 誠（委員）	小谷昇税理士事務所
もり たけし 森 武士（委員）	NPO法人鳥取県障害者就労事業振興センター経営等相談員
まつだ さえこ 松田 佐恵子（委員）	鳥取県福祉保健部長

(2) 開催経緯

- ア 第 1 回審査委員会：平成 2 5 年 7 月 2 日（火）
 - ・鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園の概要説明、審査要項等の審議
- イ 第 2 回審査委員会：平成 2 5 年 9 月 1 0 日（火）
 - ・面接審査後、審査基準に照らした審議

(3) 審査基準

	審査基準	審査の項目	配点
1	鹿野かちみ園の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第 5 条第 1 号)	○管理運営の基本的な考え方の適合性 ・施設設置目的の理解 ・管理運営の方針	なし 必須 項目
2	鹿野かちみ園の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第 5 条第 2 号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 ○施設管理の基準等 ・施設設備の維持管理・衛生管理方法 ・外部委託の考え方 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ・火災・盗難・災害などの事故・事件の防止 ・緊急時の体制・対応は適切か ・利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法 ○個人情報保護等への対応 ・個人情報の保護への対応 ・情報の公開への対応 ○入所者の処遇の妥当性 ・適切な支援計画の作成 ・適切な指導・訓練の実施 ・適切な相談体制の確保	5 5

		<ul style="list-style-type: none"> ・嗜好を考慮した食事の提供 ・余暇活動の供与 ・地域との交流内容 ・地域生活移行に向けた支援策 ・入所希望者への情報提供 等 ○県立施設としての役割に対する取組姿勢 <ul style="list-style-type: none"> ・先導的な取り組み ・在宅支援のための研究・指導 ・処遇技術向上のための研究・指導 	
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画の見通しの妥当性	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○団体の財政基盤、経営基盤の妥当性 ○組織及び職員の配置等の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営の組織・職員の職種等 ・日常の職員配置 ・人材育成 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○社会的責任の遂行状況 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用 ・男女共同参画推進企業の認定 ・ISO・TEASの認証 等 ○当該施設の管理運営状況の実績評価	25

(4) 審査結果及び意見

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点)	主な審査意見
1 (適/不適)	適	・施設の設置目的を理解しており、管理運営方針は適切。
2 (55点)	44.25点	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生委員会などの設置により適切に施設が管理されている。 ・リスクマネジメント委員会の開催など緊急時の対応等について適切。 ・外部委託、共同入札等により経費の節減に努めている。 ・入所者の立場に立った聞き取りや、家庭的雰囲気の中での安定した処遇がなされている。 ・地域に開かれており、障がい者への理解を促進させるのに大きな力を発揮している。 ・地域移行への認識が高くバックアップ体制も充分。 ・地域移行、共生を目指して積極的に取り組んでいることが窺える。 ・県立施設としての先導的役割を認識し、その任を果たしている。
3 (20点)	15.0点	・収支計画に詳細な内訳があり、信頼性が高い。
4 (25点)	17.0点	<ul style="list-style-type: none"> ・法人としての基盤も非常に安定しており、安心して任せられることができる。 ・人材育成についての意識も高く、職員配置も充実している。 ・家庭的ケアをより充実させていくために、職員のシフトや人員配置もさらに改善されることを願う。
総合評価 (100点)	76.25点	・鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園の指定管理候補者として、全員一致で適当であると認める。

4 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 管理運営の基本的な考え方

- 県立の障害者支援施設として、常に公平で平等なサービスを提供する。
- 鹿野かちみ園は「要介助高齢知的障がい者等支援」、鹿野第二かちみ園は「強度行動障がい者等支援」について、県下のモデル施設として、専門的支援のあり方等に関する研究及び実践を先導的に行う。

- 利用者の意思や人権を尊重しながら、利用者の立場に立ったアセスメント、プランニングを実施する。
- サービスの自己評価、利用者自治会や保護者会などとおして、サービスの改善を図る。
- 利用者の意思や適性に配慮しながら、社会資源を利用した地域移行など、その人に相応しい自立を目指す。
- 地域住民等を積極的に受け入れ、理解や啓発を推進するとともに、利用者の社会参加を促進。
- 個人情報保護の徹底、情報公開など関係法令を遵守し、公正で透明性の高い運営。
- 環境に配慮した施設運営と経費削減による効率的・安定的な施設運営。

(2) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

- 全室個室・完全ユニット型施設の特徴を最大限に活用する生活支援。
- 施設内の活動場所と施設外の社会資源を活用したその人に相応しい日中活動支援。
- 在宅障がい児・者に対する支援。

(3) 施設管理の基準等

- 経費節減と効率的な管理を基本として、専門業者への委託が必要な業務を外部委託。

(4) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応

- 施設の防災計画・各種マニュアル等を職員に周知徹底、地元自治会等とも協力体制を確立。
- リスクマネジメント委員会、感染症委員会等を設置し予防対策を実施。
- 災害等の発生により被害が長期化した場合に利用者の安全な生活を継続するため、事業継続計画（BCP）を策定。

(5) 個人情報保護等への対応

- 法人の「個人情報保護規程」及び「情報公開規程」に基づき、公正な情報の管理を実施。

(6) 入所者への処遇に対する考え方

- 日常生活習慣の確立が可能となるような指導・訓練方法を実施。
- 社会生活・社会経済活動参加等が可能となるような指導・訓練方法を実施。
- 個別に栄養ケアマネジメントを実施し、個々の健康状態等に応じた食事を提供する。
- 各ユニットへの配食や「ユニット調理」を行い、少人数で落ち着いた家庭的な雰囲気の中で食事が楽しめるよう配慮。
- 苦情に関してその場で解決できないものは、第三者委員2名を含む苦情解決検討委員会、更に鳥取県厚生事業団苦情解決検討委員会で解決を図る。
- 地域の各種行事を地域団体（公民館、社協、鹿野支所など）と共催、あるいは積極的に参加し、文化、スポーツ等をとおした地域交流。また施設内行事を地域にも開放し、施設内交流を図る。
- 「重度の障がいがある人でも地域移行を」を目標に、様々な社会資源を利用し地域移行を推進。ケアホーム等に入居後も必要な援助を実施していく。

(7) 県立施設としての役割に対する方針

【鹿野かちみ園】 <要介助高齢知的障がい者等に対する専門的支援>

- ① 支援の考え方
要介助高齢知的障がい者等の特性と支援の手法を習得し、利用者のより健康で安全な生活を支援。「介護予防」と「生きがいづくり」を重点課題と捉える。
- ② 対象者
高齢又は病弱等により食事、排泄、入浴等の日常生活動作のいずれかに介助を必要とする利用者、高齢化により機能低下が進んでいると見られる利用者
- ③ 具体的支援内容
健康管理、食事介助（口腔乾燥防止）、入浴支援（バスリフト付個浴槽）、排泄支援、介護予防・生きがいづくりのための各種療法・創作活動等

【鹿野第二かちみ園】 <強度行動障がい者等に対する専門的支援>

- ① 支援の考え方
ABA応用行動分析やTEACCHプログラム、PECS（絵カード）の手法等を活用することで、課題となる行動の減少を図り、コミュニケーションに障がいのある利用者にとって混乱のない心穏やかな生活を送れるよう支援する。
- ② 対象者

重度の発達障がいや自閉症などにより、特に強度の行動障がい、コミュニケーション障がいのある利用者

③ 具体的支援内容

強度行動障がい等の特性の理解と応用行動分析に基づく支援。TEACCHプログラムやストラテジーシート、トークンシステム、スヌーズレン（静の部屋）等も活用。

また、利用者が何をすればよいのかを理解し、自立して行動できるように、「構造化」を目指して支援。構造化ができた利用者に対しては、段階的に「般化」を行う支援。

【グループホームや在宅支援など地域移行に向けた取り組み】

- 県立施設として、又、地域の障がい福祉の中核でありセーフティネットとして施設が存在することを強く認識し、施設機能の充実、様々な在宅福祉事業の提供等に努め、在宅障がい児・者が地域で安心して暮らせるよう研究・取り組みを推進。
- 具体的には、在宅福祉の現状把握、在宅障がい児・者に対する在宅支援の研究、施設の空き部屋やその他の事業等を活用し、一時的に居宅生活が困難となった障がい児・者を受け入れ。
- 自立生活の維持・向上を目的とした就労体験や体験入居等を積極的に実施。

【処遇技術向上のための研究・指導事業の実施】

- 処遇技術向上のための研究として、精神障がい者の理解と支援方法、難病の理解と支援方法、受け入れ体制づくりの検討、認知症の理解と支援方法等に取り組む。
- 指導事業（研修事業等）としては、具体的支援の研究とその実践を活かして、県内の福祉・医療等の関係職員を対象とした研修を実施。「要介助高齢知的障がい者等支援に関する研修」や「強度行動障がい者等支援に関する研修」など。

(8) 組織及び職員の配置等

- 両施設とも、国の定める職員の配置基準（最低基準）より倍以上の支援員を配置。
- 県立の社会福祉施設に勤務する職員として、社会の模範となる人間性と高い専門性を備えた人材を育成することを目的として、法人の服務規律の周知徹底、各種法令の遵守、各種専門研修の実施・受講、職務に必要な資格取得の奨励等を行う。

(9) その他（地域貢献に繋がる取り組み）

- 県立施設として、又、鹿野町に障がい者に関する社会資源は当法人のみであることから、鹿野町が取り組む各分野について可能な限り協力をし、鹿野町の活性化の一端を担う。具体的取り組み内容としては、福祉の町づくりへの協力、町の環境美化等への協力、町おこしへの協力（ウマモナドをつかった町おこし）など。

件名	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立障害者体育センター)について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立障害者体育センター</p> <p>(2) 指定管理者 鳥取市伏野2259番地43 社会福祉法人鳥取県厚生事業団 理事長 山本 光範</p> <p>(3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)</p> <p>(4) 理由 障害者体育センターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、社会福祉法人鳥取県厚生事業団を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選定方法: 公募</p>

鳥取県立障害者体育センターの指定管理候補者の選定について

鳥取県立障害者体育センターの指定管理者について、「鳥取県福祉保健部指定管理候補者審査委員会（障害者福祉専門委員会）」（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、県として次の法人を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

社会福祉法人鳥取県厚生事業団（鳥取市伏野2259-43） 理事長 山本 光範

○指定期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

○委託料の額：41,910,000円・（1）（債務負担行為額 43,595,000円）

〔参考〕単年度委託料の額（（1）÷5年） 8,382,000円

2 選定結果

鳥取県立障害者体育センターの指定管理候補者の選定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

3 選定理由

長年の管理実績やノウハウをもとに、施設の運営・維持管理とともに堅実な事業計画が示されている。また、スポーツ・レクリエーション教室の拡充や、個々の障がい特性に応じた支援など、誰もがスポーツを楽しめる施設を目指した積極的な取り組みが見られ、本県の障がい者スポーツ振興に寄与することが期待できることから、指定管理候補者として選定した。

4 審査の経緯

社会福祉法人鳥取県厚生事業団から提出された事業計画書等の審査や面接を実施し、あらかじめ定めた審査項目ごとに、各審査基準を満たしているか審議した。

(1) 審査委員

氏名	所属等
ふじた えつこ 藤田 恵津子（委員長）	鳥取環境大学環境学部環境学科講師
たなか けいこ 田中 啓子（副委員長）	鳥取県手をつなぐ育成会理事
こだに まこと 小谷 誠（委員）	小谷昇税理士事務所
もり たけし 森 武士（委員）	NPO法人鳥取県障害者就労事業振興センター経営等相談員
まつだ さえこ 松田 佐恵子（委員）	鳥取県福祉保健部長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会：平成25年7月2日（火）

・障害者体育センターの概要説明、募集要項等の審議

イ 第3回審査委員会：平成25年10月15日（火）※第2回は他施設に係る審議を実施。

・面接審査後、審査基準に照らした審議

(3) 審査基準

	審査基準	審査の項目	配点
1	体育センターの平等な利用を確保するのに十分なものであること。 （指定手続条例第5条第1号）	○管理運営の基本的な考え方の適合性 ・施設設置目的の理解 ・指定管理者を希望する理由 ・管理運営の方針	なし 必須 項目
2	体育センターの効用を最大限に発揮させるものであること。 （指定手続条例第5条第2号）	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進策等） ○管理の基準 ・開館時間、休館日、利用料金等の設定 ・個人情報保護、情報の公開	35

		○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○利用者等の要望の把握	
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容 ○県の委託料の多寡	25
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○組織及び職員の配置等 ○法人等の財政基盤、経営基盤 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 ・障がい者雇用 ・男女共同参画推進企業の認定 ・ISO・TEASの認証等 ○当該施設の管理運営状況の実績評価	20
5	障がい者の体育活動及び社会参加活動における体育センターの優先的な利用を確保するとともに、体育センターの利用促進を図ること。 (指定手続条例第5条第4号)	○障がい者の優先利用策の妥当性 ○障がい者の利用促進策の妥当性	20

(4) 審査結果及び意見

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点)	主な審査意見
1 (適/不適)	適	・施設の設置目的を理解しており、ノウハウを生かした運営に期待。
2 (35点)	21.6点	・要望への対応やスポーツ教室の週2回への増加など全般的に取り組みに積極性が感じられる。 ・HPの更新が遅いなど情報提供には課題もあり改善が必要。 ・施設が老朽化し、維持管理や災害への備えはこれからの課題。避難場所にもなるような施設なので耐震への取り組みも急がれる。 ・一般利用の方と障がい者の交流もこれから進めてはどうか。 ・ともすれば運動不足気味の障がい者の方々がスポーツを楽しめる拠点施設となっている。 ・近隣の法人施設、地域との関係が強み。
3 (25点)	12.0点	・収支計画は良く、期待できる。
4 (20点)	11.1点	・資産も豊富で、法人のバックアップがプラスになっている。他法人にはない強みがある。 ・職員の配置は適切で、人材育成についても配慮あり。
5 (20点)	13.0点	・障がい者の優先予約制度、スポレク教室などの利用促進策が功を奏して数字は伸びており評価できる。 ・口コミから一步進めて、さらに利用促進を図ってほしい。
総合評価 (100点)	57.7点	・障害者体育センターの指定管理候補者として、全員一致で適当であると認める。

5 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 管理運営の基本的な考え方

- 障害者体育センター開設(昭和52年10月)以来、36年に渡り運営してきたノウハウを活かし、引き続き、障がい者スポーツ振興の推進に寄与。
- 法人施設の通所障がい者等を中心に利用促進を図るとともに、包括的な管理体制を構築。
- 「スポーツは人間が生涯を生きていく上で必要不可欠な文化である」と認識。
- 「障がいの有無に関わらず、誰もが自己選択により身近な地域でスポーツを楽しめる環境づく

り」を重点目標とし、障がい者スポーツの拠点施設を担う。

- 誰もが気軽にスポーツ文化に親しめる環境(ソフト・ハード)の整備。積極的な情報発信・PR活動。
- 障がい者、高齢者、健常者のスポーツによる相互交流の機会を拡充。
- 他団体等との連携により利用者数の拡大、収入確保。効率的な経費執行、経費の節減。

(2) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

- 障がい者スポーツ拠点施設として利用促進を図る。サービスの点検・改善のため、利用者数、利用料の目標設定、利用者との意見交換会を開催。
- 体育器具の充実。障がい特性に応じた運動療法。人材育成(障害者スポーツ指導員資格研修等)。
- ホームページによる情報発信の継続、PR活動。県内外の大会、イベント等の情報提供。
- スポーツ・レクリエーション教室の拡充。心身の疾患、機能に障がいのある方向けにスポーツ・レクリエーションプログラムを推進。

(3) 施設管理の基準等

- 施設内の監視は、管理員、警備員が定期的に行い、事故防止と速やかな修繕等を実施。
- 経費節減と効率的な管理を基本として、専門業者への委託が必要な業務を外部委託。

(4) 開館時間・料金設定等

- 開館時間：現行どおり
 9:00～21:00 (4～6月・7～9月(土日祝日) 10月～3月)
 9:00～21:30 (7月～9月(火曜～金曜))
 ・現状の利用実態を踏まえ、閉館時間は引き続き21時。夏季(7月～9月)については、30分間延長し21時30分。イベント開催時等は柔軟に対応。
- 休館日：現行どおり
 毎週月曜日と年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)
 ・他の県立体育施設の休館日と重なることがないように、毎週月曜日に休館日を設定。
- 利用料金：現行どおり
 ・他の県立体育施設の利用料金・貸出料金を参考として設定。

利用区分		使用単位	1時間料金
専用 利用	営利を目的としない場合	入場料等(入場料その他これに類するもの)を徴収しない時	全 面 700円
			1/2面 300円
			1/3 200円
		入場料等を徴収する時	全 面 1,400円
専用 利用	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しない時	全 面 24,500円
		入場料等を徴収する時	全 面 35,000円
一般 利用	一般、大学生又は専門学校生	1人1回	70円
	高校生以下	につき	無料(用具代のみ)

・照明・用具利用料やロッカー利用料は省略する。

- 利用料金の減免内容：現行どおり
 - ①全額免除…障がい者、高齢者、要介護者等の割合が1/2以上の場合、県の福祉増進を図るための催し等
 - ②一部免除(1/2)…障がい者、高齢者、要介護者の割合が1/2未満の場合
 - ③障がい者等の社会参加、スポーツ活動の促進を目的とした県立施設であることを鑑み、最大限減免に配慮する。

(5) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応

- 障害者福祉センター厚和寮を防災対策の基幹施設とし、地区の警察、消防署との協力体制を構築。厚和寮への非常通報転送。
- 危機管理マニュアルに基づいた適切な対応、管理員及び施設の看護師による適切な救命の対処。
- J-ALERTの設置により、地震や気象等の警報受信時、館内放送で案内。

(6) 個人情報保護等への対応

- 法人の「個人情報保護規程」等に基づき、個人情報については、施設外への持ち出し厳禁。
- 法人の「情報公開規程」に基づいた適正な取扱いを行い、ホームページにより積極的な情報発信。

(7) 利用者等の要望の把握及び対応方針

- 利用者の意見等をサービス向上に繋げるよう、年1回以上利用者等との意見交換会の開催、館内に意見箱を常設、ホームページで要望等を受付等。

(8) 組織及び職員の配置等

- 管理者(所長)は、障害者福祉センター厚和寮長の兼務とし、社会福祉の学識経験を持つ者を配置。また、防災管理のため「甲種防火管理講習」の修了者を配置。
- 地域社会のサービス拠点施設に勤務する職員として相応しい資質(知識・技術)を身につけるべく、効果的な研修を実施。管理員は、「障害者スポーツ(初級)指導員資格」を取得しているが、さらに、中級以上の資格の取得を進める。

(9) 障がい者の優先利用策・利用促進策

- 障がい者の利用申込の受付期間を6か月前(通常は1か月前)に設定。減免利用について広く対象者に説明、情報公開等を行い活用を促進。
- 関係団体との協力・連携により、これからスポーツを始めたい障がい者が気軽にできる種目の研究やスポーツ教室等の実施、指導者の協力と育成などを進め、障がい者が主体的且つ継続的にスポーツに親しめる環境づくり。
- 積極的な情報発信にも努め、「誰でも楽しめる障がい者スポーツ」を社会に広げ、障がい者と健常者のコミュニティの場・障がい者スポーツ拠点施設としての利用価値を高める。

件名	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立福祉人材研修センター)について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立福祉人材研修センター</p> <p>(2) 指定管理者 鳥取市伏野17-29番地5 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 会長 内海 敏</p> <p>(3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)</p> <p>(4) 理由 福祉人材研修センターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選定方法: 指名</p>

福祉保健部指定管理候補者審査委員会(高齢者福祉等専門委員会)審査報告書
〔鳥取県立福祉人材研修センター〕

平成25年10月15日

鳥取県福祉保健部指定管理候補者審査委員会(以下「審査委員会」という。)として、次のとおり鳥取県立福祉人材研修センターの指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第2項の規定により、同条例第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 鳥取市伏野1729番地5 会長 内海 敏

2 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)

3 委託料の額

182,565,000円……(1) (債務負担行為額 182,565,000円)

[参考] 単年度委託料の額 [(1) ÷ 5年] 36,513,000円

4 審査結果

上記団体を指名し、総合的に審査した結果、指定管理候補者として適当であると認められた。

5 審査の経緯

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会から提出された事業計画書等の審査や面接を実施し、あらかじめ定めた審査項目ごとに各審査基準を満たしているか審査した。

(1) 審査委員

氏名	所属等
竹本 匡吾 (委員長)	社会福祉法人地域でくらす会副理事長
瀬尾 津喜恵 (副委員長)	社会福祉法人敬仁会介護老人福祉施設ル・ソラリオン名和施設長
藤田 恵津子 (委員)	鳥取環境大学環境学部環境学科講師
小谷 誠 (委員)	小谷昇税理士事務所
松田 佐恵子 (委員)	鳥取県福祉保健部長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会 平成25年7月3日(水)

・鳥取県立福祉人材研修センターの概要説明、審査要項等の審議

イ 第2回審査委員会 平成25年9月10日(火)

・面接審査後、審査基準に照らした審議

(3) 審査基準

	審査基準	審査項目及び内容	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理運営の基本的な考え方 ・施設の設置目的を理解しているか ・管理運営の方針は適切か	なし(必須項目) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業内容 ・サービスの向上策と利用促進に向けた取組み ○施設の維持・管理は適切か ・開館時間・休館日は適切か ・利用者の快適・安全な利用、施設の長期安定利用のための維持管理は適切か ○事故・事件の防止措置と緊急時の対応 ・火災・盗難・災害などの事故・事件の防止	55

		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の体制・対応は適切か ・利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法 ○個人情報保護等への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護への対応は十分か ・情報の公開への対応は十分か ○利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か 	
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ○収支の見積もり、考え方は適切なものか ○支出計画の見通しは適切か 	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ○組織及び職員の配置等 <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営の組織・職員の職種等は適切か ・日常の職員配置は適切か ・人材育成は適切か ○団体の財政基盤・経営基盤は安定しているか ○関係法令にかかる監督行政機関からの指導等を受けていないか ○社会的責任の遂行状況 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者を雇用しているか ・男女共同参画推進企業であるか ・TEAS I種又はII種認証登録事業者であるか ○管理運営実績評価 	25

(4) 審査結果及び意見

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点)	主な審査意見
1 (適/不適)	適	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営の基本的な考え方を概ね理解しており、施設の平等な利用を確保できる。 ・施設の設置目的、社会的役割を踏まえ、福祉施設として専門性を高める等、利用者や職員の満足度の向上に努めてほしい。
2 (55点)	36.60点	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉拠点の施設管理者として、更なる積極的な取組みに期待したい。 ・県社会福祉協議会らしく福祉の面を反映させる等、施設管理者としての特性がもう少しあっても良い。 ・社会福祉の拠点施設として、より一層、情報の発信とその充実に期待したい。 ・施設所在地が分かりにくいいため、ホームページの地図を分かりやすくしてほしい。 ・個人情報保護への対応について、更なる配慮や工夫に努めてほしい。 ・施設の効用を最大限発揮させるために、利用者等の要望には速やかに対応してほしい。
3 (20点)	15.20点	<ul style="list-style-type: none"> ・経費削減等の計画・努力が見られるが、それが利用者へ影響しないようにしてほしい。 ・施設の老朽化に対する修繕対応等、設備管理に要する費用の動向を注視し、適切に対応してほしい。
4 (25点)	15.40点	<ul style="list-style-type: none"> ・管理を安定して行うために必要な人材の育成や接遇教育等に努めてほしい。
総合評価 (100点)	67.20点	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県立福祉人材研修センターの指定管理候補者として、全員一致で適当であると認める。

※点数は、委員5名の平均

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 管理運営の基本的な考え方

鳥取県立福祉人材研修センターの機能を最大限発揮するため、鳥取県社会福祉協議会の有する福祉人材センター機能や職員の専門性を活かした管理運営を行う。

①住民の公平な利用の確保

県民が広く利用する公の研修施設としての性格を認識するとともに、利用者の公平な利用や満足度を高めるため、利用者の声を活かした運営を行う。また、平成23年度に開設した福祉体験交流プラザの機能を充実させ、広く県民が集えるスペースを提供する。

②利用者へのサービス提供

利用者の利便性を考え、送迎バスの運行、コピー機や自動販売機の設置等、利用しやすい環境を整える。また、利用促進会議を開催し、外部の意見を聞く機会を設けることで、幅広い意見を伺い運営に反映させるとともに、広く県民に向けて施設利用の広報に努める。

③収入確保と経費の節減

広報誌、イベントなどを通じ、広く県民に利用の促進を働きかけ、利用者の増加に努める。また利用者が安全で快適に施設を利用できるよう、適正なサービス水準を維持しながら、効率的、経済的な維持管理により管理運営費の削減に努め、廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行う。さらには、福祉目的以外の利用についても企業等に呼びかけるなどして、利用促進を図っていく。

④法令順守の徹底

施設管理に関する消防法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、個人情報の適切な管理等、法令遵守を徹底した管理運営を行う。

⑤災害支援活動の拠点としての活用

鳥取県社会福祉協議会は、広域での災害ボランティアセンター機能を有しており、災害発生時にはセンターをボランティアの活動拠点とするなど、災害支援活動の拠点として活用するとともに、日ごろから防災関係機関と連携を図りながら防災に努める。

⑥県との連携

県と密接に連携を図りながら、管理運営を行う。

(2) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業内容

サービスの向上策と利用促進に向けた取組み

- ・意見箱の設置、利用点検表により利用者の要望・意見を運営に反映させ、サービスの向上を図る。
- ・利用促進、隙間利用について外部の意見を聞く機会を設けるとともに、広く県民に向けて施設の広報に努める。
- ・福祉体験交流プラザの機能を充実させ、広く県民が集えるスペースを提供する。
- ・ホームページにて施設情報を公開し、利用申込み等がよりわかりやすいものになるよう工夫する。
- ・利用者の利便のため、隣接する障がい者施設によるコーヒー、パン等の販売サービスなどを積極的に取り入れる。
- ・利用促進イベントを開催する。

(3) 施設の維持・管理

①開館時間・休館日

- ・開館：午前9時、閉館：午後5時
(必要と認める場合は、最大午後9時を限度として利用時間を延長)
- ・休館日：「国民の祝日に関する法律」に定める休日及び年末年始（12月29日から1月3日）
(多目的工作室は日曜日及び土曜日も休館)

②利用料金と減免内容 現行料金及び減免内容と同じ。

【利用料金】

- ・ホール利用料

金 額		
午前の利用料	午後の利用料	全日の利用料
4,890円	9,780円	15,060円

- ・研修室等利用料

区 分	単 位	金 額
中研修室	全室1時間につき	2,570円
	7分の5室1時間につき	1,840円
	7分の4室1時間につき	1,470円
	7分の3室1時間につき	1,100円
	7分の2室1時間につき	740円
第1小研修室	全室1時間につき	1,150円
	2分の1室1時間につき	580円

第2小研修室	全室1時間につき	1,150円
	2分の1室1時間につき	580円
学習室	1時間につき	460円
第1講師控室	1時間につき	140円
第2講師控室	1時間につき	140円
ベッド・トイレ実習室	1時間につき	1,390円
浴室実習室	1時間につき	650円
調理実習室	1時間につき	1,980円
和室実習室	1時間につき	610円
多目的工作室	1時間につき	1,260円
フリースペース	1日1平方メートルにつき	2円

【減免内容】

・全額免除該当

- ①県又は社会福祉法人が利用するとき
- ②社会福祉に関する研修会、講演会その他の催物のために利用するとき
- ③心身に障がいのある者（療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳交付者）の社会参加を促進する目的として利用するとき
- ④介護保険による要介護又は要支援認定を受けた者の社会参加を促進する目的として利用するとき
- ⑤③又は④の者及び介護者の占める割合が1/2以上である利用のとき
- ⑥県内の児童、生徒又は学生が講演、学生等の作品の展示等文化芸術に関する行事のために利用するとき

・半額免除以上該当

- ①ホールを専ら練習又は準備のために利用するとき
- ②心身に障がいのある者（療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳交付者）及びその介護者の占める割合が1/2未満である利用のとき
- ③介護保険による要介護又は要支援認定を受けた者及びその介護者の占める割合が1/2未満である利用のとき

※なお、減免については、実費を超える入場料、受講料その他これらに類するものを徴収する場合又は物品等の販売を主たる目的として利用する場合は、この限りではない。

③利用者の快適・安全な利用、施設の長期安定利用のための維持管理

- ・利用者が快適、安全に利用できるよう、また、施設の運営に支障を来さないよう、日常または定期的に必要な保守業務及び点検業務を行い、最良の状態を維持する。また、施設開設から10年以上が経過し、経年劣化等による施設設備の故障等不具合が増加傾向にあるため、緊急性の高いものは迅速に対応し、その他の修理、修繕については、利用者の安全性を確保しながら計画的に実施していく。

(4) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応

①火災・盗難・災害などの事故・事件の防止

- ・消防法に基づき消防計画を定め、火災等の災害及び人命の安全、被害の防止について必要な業務に取り組む。
- ・防火管理者及び火元責任者を設置し、消防設備・機器の設置・点検を行い、火災防止に努める。
- ・電気事業法に基づく保安規程に従い、電気設備の点検を行う。
- ・警備委託業者と連携して火災、盗難等に適切に対応する。
- ・火災発生時には消防計画に基づき自衛消防隊を組織し、施設利用者の安全を確保するため必要な措置をとる。そのため、年2回の避難訓練を実施し、自衛消防隊の任務を周知する。

②緊急時の体制・対応

- ・災害等の緊急時の利用者の安全を確保するため、県立福祉人材研修センター危機管理マニュアルに定めるところにより、全職員が迅速かつ的確な対応を行う。
- ・利用者の急病、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、的確に対応する。
- ・J-ALERT（全国瞬時警報システム）による、施設利用者及び職員の安全確保に努めるため、同システムが有効に活用できるよう、適切な管理運用を行う。
- ・AED（自動体外式除細動器）が常時使用できるよう定期点検を行うとともに、AEDを使用するための講習会を受講した職員を1名以上配置する。

③利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

- ・定期的に館内を巡回し、施設の状況の点検や利用者等の状況を把握するとともに、利用者の意見を聴き、その声を運営に反映させることによりトラブルの未然防止に努める。
- ・苦情等があった場合は、その内容をよく聴き、誠実にその解決を図るとともに、苦情内容、対処方針または対応の結果について県に報告する。
- ・意見箱の設置、施設利用後に提出する利用点検表に要望欄を設け、苦情等を把握する。

(5) 個人情報保護等への対応

①個人情報の保護への対応

- ・個人情報保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例等を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、知り得た情報の漏洩、目的外使用が生じないよう適正な管理を行う。

②情報の公開への対応

- ・鳥取県情報公開条例及び鳥取県社会福祉協議会情報公開規定を遵守し、センターの管理に関して保有する情報を積極的に公開する。また社会福祉法に基づき、センターの事業計画書、事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録等を公開する。

(6) 利用者等の要望の把握及び対応方針

- ・適宜各種情報の提供と併せ、ホームページ上で広く意見を聴取する等、随時要望を聴取する。
- ・施設利用後に提出する「利用点検表」に要望欄を設け、施設利用者のニーズ等を把握するとともに、意見箱の設置、利用促進イベント開催時にアンケートを実施し、広く意見を聴取する。
- ・把握した要望は、迅速かつ適切に対応するとともに、その結果及び対応状況については、重大なものは速やかに県へ報告し、軽微なものは月次業務報告書で県へ報告する。

件名	公の施設の指定管理者の指定 (鳥取県立鳥取砂丘こどもの国) について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本会議の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立鳥取砂丘こどもの国</p> <p>(2) 指定管理者 鳥取市栄町606番地 一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 衣笠 克則</p> <p>(3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで (5年間)</p> <p>(4) 理由 鳥取砂丘こどもの国の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般財団法人鳥取県観光事業団を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選定方法: 公募</p>

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国指定管理候補者の選定について

鳥取県福祉保健部指定管理候補者審査委員会(児童福祉専門委員会)(以下「審査委員会」という。)として、次のとおり鳥取県立鳥取砂丘こどもの国(以下「こどもの国」という。)の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条及び鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例第5条第1号の選定基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者

一般財団法人鳥取県観光事業団 鳥取市栄町 606 番地 理事長 衣笠 克則

2 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)

3 委託料の額 421,950,000円・・・(1)(債務負担行為額 422,070,000円)

[参考]単年度委託料の額(1)÷5年 84,390,000円

4 選定理由

こどもの国の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において、選定基準に基づき総合的に審査した結果、上記団体が適当であるとして選定した。

[選定理由]

- ア イベントや自然体験事業に係る事業計画が具体的で、内容が充実している。
- イ 樹林地を整備して「野いちごの道」や「どんぐりの道」を設置する、同法人の管理施設「とっとり花回廊」のノウハウを活用して草花と触れ合えるコーナーを設置する等、子どもたちの自然体験の充実を図るための新たな提案が評価できる。
- ウ 法人規模が大きく、安定した管理・運営が期待できる。
- エ 階層別研修、接遇研修、業務水準向上研修等、職員育成のための研修が充実している。

5 公募の経緯

(1) 募集期間(要項等配布から募集締切りの日まで)

平成25年7月19日(金)から同年9月2日(月)まで(現地説明会 同年7月30日(火))

(2) 応募者

一般財団法人鳥取県観光事業団 鳥取市栄町 606 番地 理事長 衣笠 克則

6 審査委員会の選定経緯

(1) 選定委員

氏名	所属等
藤田 恵津子(委員長)	鳥取環境大学環境学部環境学科講師
奥田 一仁(副委員長)	鳥取市立馬場児童館児童厚生員
小谷 誠(委員)	小谷昇税理士事務所税理士
寺谷 由美子(委員)	鳥取第三幼稚園長
松田 佐恵子(委員)	鳥取県福祉保健部長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会：平成25年7月2日(火)

指定管理者制度及びこどもの国の概要説明並びに募集要項・審査項目等の審議

イ 第2回選定委員会：平成25年10月15日(火)

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議並びに指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	選定基準	審査の項目	配点	審査結果
1	平等な利用を確保するのに十分なものであること (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 ・施設の設置目的を理解しているか。 ・指定管理者を希望する理由は、適切か。 ・管理運営の方針は、適切か。 *平等な利用が確保できないと認められる場合は失格とする。	必須	適合
2	こどもの国の効用を最大限に発揮させるものであること、及びこどもの国において児童の健全育成に資する事業を実施するとともに、こどもの国の利用促進を図ること (指定手続条例第5条第2号及びこどもの国条例第5条第1号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 ・サービスの向上策と利用促進に向けた取り組み ・自然とのふれあい、創作・体験活動、親子が学びふれあう機会の提供等施設の設置目的に沿った児童の健全育成に資する事業の充実度 ・事業の実施に係る年間計画等は、適切か。 ○施設等の管理 ・施設等の維持管理は、適切か。 ・外部委託の考え方は、適切か。 ○料金設定 ・開園時間及び休園日は、適切か。 ・利用料金及び利用料金の減免は適切か。 ○事故及び事件の防止措置と緊急時の対応 ・火災、盗難、災害等の事故及び事件の防止 ・緊急時の体制及び対応は、適切か。 ・利用者の苦情等のトラブルの未然防止と対処方法 ○個人情報保護及び情報公開への対応 ・個人情報の保護への対応は、適切か。 ・情報公開への対応は、適切か。 ○利用者等の要望の把握及び対応	50	33.4
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること (指定手続条例第5条第2号)	○収入の見積もり及び考え方は、適切か。 ○支出計画の見通しは、適切か。 ○県の委託料の多寡	30	13.8
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (指定手続条例第5条第3号)	○団体の財政基盤及び経営基盤は、安定しているか。 ○団体の組織及び職員の配置等 ・管理運営の組織及び職員の職種等は、適切か。 ・日常の職員配置は、適切か。 ・人材の育成の方針及び方法は、適切か。 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 ・障害者雇用 ・男女共同参画推進企業の認定 ・ISO・TEASの認証等	20	15.2
	合計		100	62.4

(注) 審査結果(点数)は、委員5名の平均である。

(4) 審査結果(面接審査及び書類審査)

主な審査項目について

○選定基準1【平等な利用を確保するのに十分なものであること】

施設の設定目的を理解しており、平等な利用を確保できるものであった。

○選定基準2

【こどもの国の効用を最大限に発揮させるものであること、及びこどもの国において児童の健全育成に資する事業を実施するとともに、こどもの国の利用促進を図ること】

①サービスの向上策と利用促進に向けた取組

園内樹林地への「野いちごの道」・「どんぐりの道」等の整備及び「とっとり花回廊」のノウハウを活用した草花と触れ合えるコーナーの新設等、子どもたちの自然体験の充実を図るための提案が評価された。

委員から、子どもたちの自然体験の取組みを更に充実させてほしいとの意見があった。

②施設の設定目的に沿った児童の健全育成に資する事業の充実度/事業の実施に係る年間計画等は適切か。

イベントや自然体験事業に係る事業計画が具体的で、内容が充実していることが評価された。

③施設等の管理(施設等の維持管理/外部委託の考え方)

安全管理体制(日常点検、見守り職員を十分に配置していること等)が評価された。

④開園時間及び休園日

現行どおり

・開園日現行:(通常)9:00~17:00(ゴールデンウィーク・盆の期間)8:30~18:00

・休園日現行:毎月第2水曜日(8月を除く。)、12/29~1/1

⑤利用料金

現行どおり

⑥料金の減免

現行の減免制度に加えて次のものを提案。

・児童福祉施設に係る引率者の入園料 … 全額免除

⑦事故及び事件の防止措置と緊急時の対応(火災、盗難、災害等の事故及び事件の防止/緊急時の体制及び対応/利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法)

トラブルの種類に応じた対応マニュアル及び体制を整備。

⑧個人情報保護及び情報公開への対応

団体及び県の規定に沿った適切な運営を行う。

⑨利用者等の要望の把握及び対応

アンケート等により要望を把握し、業務改善に活用。

○選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

①収入の見積もり及び考え方は、適切か。

②支出計画の見通しは、適切か。

③県の委託料の多寡

単年契約から長期契約に変更したことにより効率化が図られている。修繕額を多く見込んでいる部分が評価された。

○選定基準4

【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

- ①団体の財政基盤及び経営基盤は、安定しているか。
法人規模が大きく、過去の訴訟問題も和解済みであり、体制的に問題はないと評価された。
- ②団体の組織及び職員の配置等（管理運営の組織及び職員の職種/日常の職員配置/
人材の育成の方針及び方法）
非常勤職員が多いことが気にかかるとの意見があったが、効率的な運営を行う上で止むを得ない、全ての職員が児童厚生員の資格を有しており、問題ない等の意見があった。
人材育成に係る方針が評価された。
- ③現在の施設職員の継続雇用に関する方針
全員継続雇用を行う方針。
- ④関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況
指導等はなかった。
- ⑤法人等の社会的責任の遂行状況
- ・障がい者雇用 56人以上の事業所であり、法定雇用率を達成している。
 - ・男女共同参画推進企業 認定済み
 - ・ISO14001 又は TEAS 認証 TEAS II 種登録あり
- ⑥管理運営実績
- ・軽微な不適切事案があったが、その後改善され概ね適切に管理が行われた
 - ※ 当該法人は、平成 23 年度に入園料の誤徴収が判明した（H20～23 年度の 4 年間について、「とっとり県民の日」の 5 割減免を行っていなかった。過徴収総額 72,500 円）が、その後速やかに情報公開を行い、返金の案内を行った。
（返金の申し出無し、過徴収金については日本赤十字社に寄附。）
 - ※ H24 年度以降は、当該減免規程について適切に運用されている。

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日 現行どおり

- 開館日 通常 9:00～17:00 / ゴールデンウィーク・盆の期間 8:30～18:00
- 休園日 毎月第2水曜日（8月は除く）、12/29～1/1

(2) 利用料金（入園料等）・減免事項

- 利用料金 現行の利用料金と同じ。
- 減免事項
 - ・現行の減免事項は継続
（全額免除）身体障害者手帳の交付を受けた者、友の会会員、学校行事等の引率者 等
（一部免除）「とっとり子育て応援パスポート」を提示した者、冬期間（1月～2月）に利用する者、「とっとり県民の日」に利用する者 等
 - ・児童福祉施設の引率者（全額免除）… 追加

(3) 県委託料の額（平成26年度から平成30年度）

委託料総額 421,950,000円… (A)

(参考) 【県債務負担行為額】422,070,000円… (B) 【差額】 (A) - (B) △120,000円

(4) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

- キャンプ場利用者に、イニシアティブゲーム（一人では解決できない課題にグループで立ち向かうゲーム）等の指導を行い、質の良いキャンプ体験を提供
- 園内樹林地を年次的に整備し、「野いちごの道」、「どんぐりの道」等、子どもたちが探検・駆け回れるスペースを創出
- とっとり花回廊のノウハウを活かし、草花に触れることができる草花コーナーを新設。園内の花や植栽を増やし、癒やしの空間を創出
- ブログ、ツイッター、フェイスブックによる情報発信を展開
- 「ゆるキャラカップ」等、地域・周辺施設と連携したイベントを強化 等

(5) 経費削減のための取組

- 長期契約による外部委託料の減等によるコスト削減を図る。

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	鳥取看護専門学校	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市田島721番地 株式会社エコービジネス	166,320	平成25年9月1日 ～平成29年8月31日	鳥取県立鳥取看護専門学校
2	中部総合事務所	物品 保守	デスクトップパソコン	1台	倉吉市広栄町941番地5 株式会社衣笠商会	88,200	平成25年9月1日 ～平成27年8月31日	鳥取県中部総合事務所福祉保健局